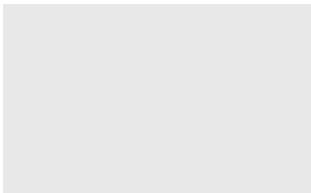


書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します



# 第一次世界大戦への外交史 1

ビスマルクから日露戦争まで

E・ブランデンブルク著

芦田均訳

SAMPLE  
Shishi-Shinsui.com

書肆心水

## 本書について

芦田均には二〇一五年に岩波文庫に入った『第二次世界大戦外交史』を含め、「芦田外交史五巻」あるいは「最近世界外交史全五冊」などと称される一連の著書がある。そのそれぞれの初版は刊行順に次のとおりである。

- 1 『最近世界外交史 前篇 ビスマルクより世界大戦まで』一九三四年（明治図書刊行）※芦田均訳編（フランデンブルヒ原著）
- 2 『最近世界外交史 中篇 世界大戦より戦後の欧洲まで』一九三四年（明治図書刊行）
- 3 『最近世界外交史 後篇 米国参戦より聯盟脱退まで』一九三四年（明治図書刊行）
- 4 『第二次世界大戦前史』一九四二年（中央公論社刊行）
- 5 『第二次世界大戦外交史』一九五九年（時事通信社刊行）

5の『第二次世界大戦外交史』は芦田均歿後ほどなく刊行され、それに統いて時事通信社から右記1～4の既刊著作も新たに校訂のうえ改版復刻された。先ず一九六〇年に『第二次世界大戦前史』が改版復刻され、その後一九六三年から一九六五年にかけて『最近世界外交史』前篇・後篇の三冊が「1」～「3」として改版復刻された。

本書『第一次世界大戦への外交史1・2』は時事通信社版の『最近世界外交史「1」——ビスマルクから世界大戦まで』の改版改題復刻である。

なお、本書に先だって書肆心水が刊行した「芦田外交史」改版改題復刻版とその元になつた版の対応関係は次の通り。  
『第二次世界大戦への外交史1——満洲事変とその前史 1919-1933』は右記3の時事通信社改版復刻『最近世界外交史「3」——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の後半部分（110ページから五七一ページまで）  
『第二次世界大戦への外交史2——ナチスの勃興から開戦まで 1933-1939』は右記4の時事通信社改版復刻『第二次世界大戦前史』（『第二次世界大戦前史』の時事通信社版では書き改められた章と増補された章がある）

『両大戦間世界外交史——賠償問題・経済復興・軍備縮小』は右記2の時事通信社改版復刻『最近世界外交史「2」

——第一次世界大戦から戦後の欧洲まで』の第三篇(四〇三ページから五六六ページまで)と右記3の時事通信社

改版復刻『最近世界外交史「3」——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の第一篇から第三篇(一ページから

二〇八ページまで)

『第一次世界大戦外交史——開戦前夜から講和會議と近東分割まで』は右記2の時事通信社改版復刻『最近世界外交史「2」——第一次世界大戦から戦後の欧洲まで』の第一篇と第二篇(一ページから四〇二ページまで)

この書肆心水版においては全体に左記の表記調整をおこなった。

一、本書著者名を芦田は「ブランデンブルヒ」と表記しているが、この版では現在一般的な片仮名表記である「ブランデンドブルク」に変更した。それに伴い他の固有名詞表記「……ブルグ」「……ベルグ」も「ク」に変更した。

一、読み仮名ルビを補い、現在一般的な漢字表記しないものを仮名表記におきかえた。

一、本書刊行所による注記は「」で括り、書籍名を括っている「」は『』におきかえた。

一、ごく一部の送り仮名を現代的に調整した。

一、明らかな誤記誤植はそれと示すことなく修正した。

一、底本では漢字は新字体が使用されており、まれに旧字体が混在しているが、これは新字体に変更した。また、漢字は標準字体で統一した。現在一般に使われない用字は、通じ合う字によって置き換えた。(例 著手→着手)

一、欧文のハイフンの和文中でのおきかえが「オステン・ザッケン」「グレイニアスキー」のように不統一であるものを「」に統一し、その他、語の目立つ表記不統一も統一した。(例 抵触／牴触 インド／印度 黒書／「黒書」  
蹊蹠／蹊躡 何人／何びと うんぬん／云々 よぎ／余儀)

一、注番号が17、17a、17b、18のように振られているところは17、18、19、20のように振りなおした。

一、平仮名にした表記が今ではかえって不自然と感じられるものは漢字におきかえた。(例 いちぶしじゅう いつ  
さいがっさい こんりんざい)

SAMPLE Show Shinsei.com

目  
次

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第一章

### ビスマルク時代の回顧

序	27
凡例	29

#### 第十九世紀の下半期

30

#### ビスマルクの外交指導原理

31

#### 歐洲不安の因

33

#### アルザス・ロレーヌ問題

33

#### バルカン問題

35

#### ビスマルクの対策

37

#### 英独同盟

37

#### フランスの植民地政策

38

#### 東方問題

39

#### 再保証条約

41

#### 三国同盟

44

#### ビスマルクはドイツの利益と世界の平和を目標とした

45

## 第一章

### ヴィルヘルム二世の初期

49

#### カイゼル・ヴィルヘルム

51

#### ビスマルクの引退

51

SAMPLE  
Shoshin-Shinsui.com

影武者ホルシュタイン	153
オイレンブルク公	155
再保証条約の拒否	156
ヘリゴランドに関する条約	156
露仏同盟	63
イギリスとの疎隔	66
アフリカ問題	68
近東政策の転換	70
三国同盟とイギリス	71
英独関係の疎隔	72
ホーヘンロー侯宰相となる	75
ニコライ二世即位	76
カイゼルとツィアール	76
一八九四年末の形勢	77
下の関	82
日清戦争	82
列強の態度	83
ドイツの政策	86
三国干渉	88
日本の讓歩	91

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 三国干渉の影響 97

## 第四章

イギリスとロシア 102

近東事件とソルスベリー 102

近東における独墮の立場 107

クリュードル事件 110

ジエイムソン博士事件 112

英独の疎隔 117

マセドニアおよびクリート島問題 121

ロシアのバルカン政策 122

大陸同盟案 122

膠州湾租借事件 127

青島占領と一八九八年春の情勢 130

## 第五章

チエンバレンの同盟申し込み 135

イギリスよりドイツに同盟を提案す  
135

ベルリンにおける反応 139

ベルリンにおける種々の考量 140

荏苒方針の決定 142

ロンドンにおけるその後の交渉 143

## 第六章

カイゼルのツアールに宛てた親簡ツアールの返書	1447
ポルトガル植民地に関する折衝	1448
イギリス再度の申し出	1449
ドイツ側の思案	1550
アフリカ条約の締結	1551
ファシヨダ事件と英仏	1553
同盟計画頓挫の理由	1555

## サモア、ボーア戦争および揚子江条約

161

米西戦争	161
極東問題	162
サモア	163
サモアに関する条約	167
第一次ヘイグ平和会議	168
ロシアおよびフランスに対する関係	169
近東問題に関するロシアとの交渉	172
ボーア戦争	174
ロンドン訪問のカイゼル	176
ドイツ汽船の拿捕	179
ロシア、フランスはドイツを誘惑す	181

## 第七章

ドイツの拒絶	181
イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	184
モロッコ問題	185
拳匪の乱	187
ワルデルゼー伯総指揮官となる	
英仏の支那保全声明	189
揚子江条約	190
日本の加入	193
解釈に関する齟齬	194
岐路に立つドイツとイギリス	200
ヴィクトリア女皇の崩御	200
英独同盟の協議	201
イギリスとポルトガルとの条約	202
ロンドンにおけるカイゼル	203
同盟交渉の続行	205
ドイツ側の胸算用	206
ホルシュタインとビューロウ	207
交渉の停頓	209
ランズダウンの新規まき直しの試み	210
ドイツの条件	212

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第八章

メッテルニッヒの意見	213
ホルシュタインの意見	216
交渉再び停頓す	217
ホムブルクにおける両元首の会見	218
交渉の決定的休止	219
ドイツの態度の理由	221
イギリスの申し出に誠意ありしか	224
イギリスの政策の動機の推測	226
ドイツの誤算	228
日英同盟より英仏協商まで	236
ドイツとロシア	236
日英同盟	238
ロシアの同盟申し込み	244
一九〇二年の三国同盟更新	246
トリポリとイタリー	248
モロッコ	249
ドイツ対イギリスの関係	251
時局に対するビューロウの判断	252
危険な事態	253
マセドニアの不穏	254

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第九章

オーストリアの態度	2156
ミュルツシュテークの協定	2156
ドイツとロシア	2158
日露戦争の勃発	2160
日露戦争に対するドイツの態度	2165
英仏協商	2169
ドイツの政策の回顧	2169

モロッコ	2177
モロッコ	2177
フランス・スペイン条約	2180
極東におけるロシアの敗衄	2180
日露戦争とドイツの態度	2180
ドイツとロシアとの同盟交渉	2183
イギリスとドイツとの疎隔	2187
ドイツとモロッコ	2188
タンジエにおけるカイゼル	2189
カイゼル登場の効果	2191
ドイツのモロッコ政策の目標	2192
フランスの提議	2193
デルカッセの罷免	2195

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十一章

会議の承認	206
会議のプログラムに関する交渉	207
ドイツのモロッコ政策の動機	209
日露講和の努力	300
ドイツ、アメリカ共同の平和仲介	302
ビエールコ条約	303
ビューロウ骸骨を乞う	305
ボーツマスの和議	307
ウイックテのカイゼル謁見	312
ロシア二の足を踏む	314
ビエールコ条約の解消	314
ドイツの政策の動機	316
アルジエシラス会議、ロシアの協商加盟	325
日露戦争の意義	325
ロシアの政策の転換	326
アルジエシラス	328
列強の合縱連衡	329
会議の経過	330
会議の結果	331
ホルシュタインの罷免	332

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ドイツとイギリス	3333
イギリスとモロッコ問題	3335
ドイツの万一一の制覇に対するイギリスの憂慮	3336
イギリスとロシアとの接近	3338
ドイツの不安	340
日本およびイギリスとロシアとの諸条約	341
ドイツの包囲	342

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 2巻目次

### 第十一章 ドレッドノート建艦競争

ドイツ対イギリスの経済競争

イギリスの政策の動機

イギリス艦隊の強化

ドレッドノート

ドイツの新艦隊建造法案

イギリスの危惧

第二次ヘイグ平和会議

トウェードマス卿に宛てたカイゼル親簡

カイゼル親簡の効果

建艦制限に関してイギリスさぐりを入れる

イギリスの再度のさぐり

カイゼルの峻拒  
ビューロウ所見を異にする

フレードリッヒスホーフにおけるエドワード王

カイゼルの態度とビューロウの批評

イギリスの政策の動機

ディリー・テレグラフ紙の記事

ビューロウとテイルピックとの応酬

メッテルニッヒの警告

爾余の考量

これらの交渉の意義

テイルピックと危険感

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十二章 ボスニア問題の危機

近東の形勢  
バグダッド鉄道  
ドイツとオーストリア  
エーレンタールとイズヴォルスキード王  
マルシャルの覚書  
サンジャック鉄道  
マルシャルの覚書  
レヴァルにおけるツアールとエドワード王  
ビューロウの覚書  
青年トルコ党的革命  
ボスニア併合計画  
ブッフラウの会商  
イズヴォルスキード王と独伊との折衝  
ボスニアの併合  
パリおよびロンドンにおけるイズヴォルスキード  
ドイツ政府の態度  
カイゼルとビューロウとの意見衝突  
露墳抗争  
イズヴォルスキードとストルイピン  
オーストリアとトルコとの了解  
コソラッド将軍とエーレンタール  
ロシア戦備を欠く  
ドイツの居中調停  
セルビアついに屈す

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

併合事件の影響  
併合と換甸国

### 第十三章 大風一過

モロッコにおける挿話一束  
モロッコにおける王位争奪

カイゼル、フランスとの了解を庶幾す  
新モロッコ条約

英独の新たな接近

ロンドンにおけるフォン・シュトゥム  
宰相邸の大評定

ロシア、ドイツに接近す

ビューロウの挂冠

海軍協定に関する新たな交渉

ティルピツィ提督の態度

折衝ついに得るところなし  
バルカン半島の形勢

ラッコニジにおける露伊両帝会同

オーストリア対ロシアの協定

ロシアのバルカン政策

エドワード七世の崩御とイギリスの政策

ドイツ新外相キーダレーン＝ウェヒター  
イズヴォルスキーゴリザゾノフこれに代わる

ペルシヤ問題  
バグダッド鉄道

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ポツダムにおけるカイゼルとツアールとの交歓  
独露協定  
六割比率に関するドイツとイギリスとの新交渉  
成果僅少

## 第十四章 アガディールとトリ。ボリ

モロッコの情勢とフランス  
キーダーレーンの行動計画

カイゼルの態度

キッシングンにおけるキーダーレーンとカンボンとの会見  
パンテル号のアガディール急派  
フランスついに条件を申し出ず

キーダーレーンの辞意  
キーダーレーンの退却

イギリスの態度、ロイド・ジョージの演説

ロイド・ジョージ演説の印象

ドイツの折衝

ドイツ・フランス条約

ドイツの政策の成果

英独関係におよぼした余波  
イタリーとトリポリ

トリポリと独墺の考慮  
トリポリ戦争の勃発

ロシアの計画

戦争の継続

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ベルヒトルト伯

## 第十五章 英独の海軍制限交渉とホルデーン使節

- 英独関係の浮動
- ドイツの新海軍計画
- 宰相の不同意
- イギリスとの新交渉
- ベルリンにおけるホルデーン
- イギリスの異議
- 最後の試み
- 交渉の挫折
- 交渉挫折の原因
- 建艦競争の意義
- マルシャル駐英大使となる
- ロシアとバルカン同盟
- フランスの態度
- イギリスの態度
- バルチックポートの両帝会見
- ペテルブルクにおけるボアンカレ
- サゾノフの西欧旅行
- ドイツの政策
- バルカン戦争勃発

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十六章 バルカン戦争

列強の態度

アドリア海港に関する係争

欧洲戦争の危険

オーストリアの無定見

セルビアに対するロシアの圧力

ボアンカレー戦争を促す

イギリスの対ドイツ接近

フランスの憂慮

グレイとカンボンとの書信応酬

イギリスの政策の動機

ドイツおよびイギリスの態度

オーストリアの新バルカン政策

第二次バルカン戦争

ブルガルの和議

オーストリアの地位

ドイツの平和政策

## 第十七章 最後の休息

政情小康

アジア・トルコの将来

リーマン将軍トルコ軍団司令官となる

協商国側の対策

コンスタンチノープル海峡占領準備

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ロシア、ドイツの肚をさぐる  
ドイツの近東政策  
中央アフリカに関するイギリスとの条約  
バグダッド鉄道に関する条約  
イギリス・ロシア海軍協定  
イギリスの政策  
一九一四年夏の形勢  
フランスとロシア  
ロシアの意中  
三国同盟とイタリー  
独墮の関係  
フェルディナンド大公とティツサ伯  
全局の形勢

# SAMPLE

## Shoshi-Shinsui.com

第十八章 大戦勃発

オーストリアとセルビア  
オーストリア政府の決意  
ドイツの態度  
セルビアに対する最後通牒  
居中調停の試み  
セルビアの回答  
新たな居中調停提案  
オーストリアの宣戦布告  
ドイツの態度一変  
イギリスの態度

ドイツ方向転換を勧告す

ロシアの動員

イギリスの政策

ロシアの行動の原因

ロシアに対するドイツの宣戦布告

フランスに対するドイツの宣戦布告

ベルギー問題

イギリスの宣戦布告

危機旬日の回顧

ドイツの準備の手落ち

無準備の結果

## 第十九章 結論

ドイツの政策の基調

イギリスの政策

フランスとロシア

破局の深因

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

第一次世界大戦への外交史 1

ビジネスマルクから日露戦争まで

## 序

上下五千年の歴史を渉猟するに、現代の日本の如く、天祐の保全と人事の最善とを二つながら兼ね備えて、興国の潮流に棹さす姿は、眞に稀有の偉觀である。殊に世界大戦以後における日本の躍進は、これを北米合衆国の興隆に比べても、あるいはドイツ統一の偉業に比べても、決して見劣りのしない颯爽たる勇姿である。

それと同時に、日本民族は、今、興隆の勢に乗じて最も嶮峻なる断崖を攀じ登りつつある。単に勇気と決心とを要するのみならず、更に自重と細心の考慮とを必要とする時である。この際、一步を過てば、国を擧げて千仞の谷に墮つる危険がないとは誰が保証し得るであろうか。

かかる時期に際し、近代國家が過去五十年の間に辿り来たれる國際政治の跡を回顧することは、われらに幾多の教訓と、限りなき省察の機会を与えるものである。この意味において、ライプチヒ大学のブランデンブルク（Erich Brandenburg）教授の名著たる「ビスマルクより世界大戦まで」（Von Bismarck zum Weltkrieg [1924]）は、その取材の精確、その批判の中正、その叙述の平坦、その興味の横溢、而して歴史の科学的研究と文芸的技巧とが縦横に交織せられて、二十世紀初頭の時代精神とヨーロッパ人種の民族的精神とが如実に描き出された好著であると信ずる。

私は早くから原著者の同意を得て、これを邦文に翻訳する事業に着手したのであるが、私のドイツ語に未熟なことと、雜務煩多のために少なからずその進捗を妨げられた結果、遂に今日まで刊行の機を得なかつたのである。

二年前、帰朝して東京に仮寓を定めて以来、同学の友、佐藤莊一郎君の協力を得て、漸く完成することができた。この拙き訳本が多少でもわれらの進むべき方向を示唆するに足る資料を提供するならば、訳者としてこの上もなき仕合わせである。

この機会において私は、原著者ブランデンブルク教授に深甚の敬意を表し、併せて本書の版刻に当たり多大の援助を  
与えられた友人諸君に感謝の意を捧げたいと思う。

昭和九年二月

芦田 均

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 凡例

一、学者たるべくあまりに多方面の俗務を引き受けている訳者は、本書の刊行に当たり学問的良心に恥じない程度の完全な仕事をなしたという自信をもち得ない。本書の翻訳については原書のほかにロンドン版の英訳を参照したが、英訳にはかなり杜撰な点が多いことはますます自分を困惑させた。しかし学友佐藤莊一郎文学士の熱心な援助によつてドイツ版と対照することのできたことは特筆しなければならぬ。

一、本書の材料は、主としてドイツ政府の発表した公文書集 (Grosse Politik) に拠つたものであるが、従来、世界大戦史の研究に多く英、米、仏の資料が紹介せられたわが国においてドイツ側の材料を吟味することは、歴史の研究として極めて有益であると信じ、書中所々にその出所を記載した。書中の注に G. P. と略記したものがそれである。

一、本書に統く『最近世界外交史』2と3とは世界大戦の勃発から日本の連盟脱退までを、私自ら収集した資料によつて、匆忙の間に書き綴つたものである。それをブランデンブルク教授の力作の続篇とすることは、あるいは木に竹をついた感を与えるかも知れない。しかしそれは單に便宜の取り扱いに過ぎないのであって、両者はむしろ全く別個の作品として読まれんことを希望する。

SAMPLE  
Shoshi@nisi.com

# 第一章 ビスマルク時代の回顧

## 第十九世紀の下半期

戦争の長く続いた後には必ず平和の欲求が圧倒的の力で湧き上がる時代が来る。一八七一年以前、すなわち中央ヨーロッパの類勢時代においては間断ない戦争の結果、各国とも疲弊困憊を極めたために政局に一時的変態を生じた。という意味は、左の如き事実を指すのである。

イタリーおよびドイツの統一されたこと、オーストリアがドイツ連邦から分離したこと、ドイツがシュレスヴィッヒとアルザス・ロレーヌとを併せて版図を拡大したこと、フランスが共和制を採用し、オーストリアとハンガリーとが奥匈帝国という新しい構成をなしたこと、ボスフォラスおよびダーダネルス海峡に外国軍艦の通航を禁止したこと、バルカン半島でキリスト教を信ずる諸国が強くなつて來たこと等々。これらの出来事によつて影響された諸国が当面した緊急の仕事は新しい事態に順応して各自の内部的機構を建て直し、また平和的努力によつて国内の混沌たる事態を調整することであつたが、これらの仕事を完成するためには相当の時日を要するのはもちろんであつた。

大国の中でもイギリスとロシアは既に久しく欧洲以外に進出して、當時既に世界的強国と呼ばるべき地位にあつた。英帝国は多くの異人種を容認した結果、欧洲における利害関係はその最も緊切な利害ではなくなつた。対欧洲政策においてイギリスはなおその伝統的見解を捨てなかつた。すなわち大陸の列強が一つの堅固な團結をつくることは、經濟的にも政治的にもイギリスにとって危険であるからこれを防止しようとの決心であつた。イギリスはナポレオン戦争後の困苦時代を記憶していた。大陸においてほぼ相匹敵する二個の團結が対立する間は双方ともにイギリスの好意に依頼す

ることとなり、イギリスは自然、歐洲の仲裁者となつたのである。

パリ条約と、これに先だつウイーン會議（一八五六年の條約と一八五五年の會議。これによつて黒海の中立を約束した——訳者注）の決定はロシアをして近く海峡（ボスフォラスおよびダーダネルス）を管理する見込みを失わしめ、これによつて地中海への自由通航は妨げられたためにロシアは太平洋に接近し、中央アジアの沃野に伸びることによつてその大なるアジア帝国を発展させることに全精力を傾注した。

イギリスとロシア——根本において社会的政治的經濟的構成を異にする二国——は絶えず衝突の機運をしげくしていた。アジア方面に対するロシアの進出は、英領インドの安全を危うくし、北支那におけるイギリスの商業的利益を脅威するものであつた。そればかりではない、ロシアが黒海に強力な海軍を造り、コンスタンチノープル海峡（ボスフォラスとダーダネルス）を領有し、いつでも艦隊を多島海に送り得ることとなれば地中海の勢力均衡が危殆に瀕するというのがイギリスの疑惧であつた。その世界政策において英露両国は敵手であるから、アジアで境を接するほどその抗争は激しくなつていつた。実に過去四十年間歐洲の外交を支配したのは英露の抗争であつた。当時の政治家はこれをもつて不変にしてかつ避くべからざる重要な事実と認め、常にこれを考量に入れたのである。その他の歐洲諸国の有する海外植民地は両国に比べて遙かに小さく、古いフランスの植民地帝国はナポレオン戦争の間に倒壊してしまつて新しいフランス植民地は形成の道程にあつた。すなわちアルジェリアにおいて、北アフリカにおいて、セネガンビアにおいて、インドシナにおいてフランスは足がかりを持つていたが、これを永久に開発し維持し得るや否やは全く不安定であった。その他の歐洲諸国、なかんづくドイツは植民地を持たず、海外貿易は漸く胎生時代にあり、したがつてその利害関係は純粹に歐洲大陸に限られていた。

### ビスマルクの外交指導原理

一八九〇年までビスマルクの支配したドイツ外政の最高目標は種々の行き違いがあつたにかかわらず、歐洲平和の維持ということであった。それはドイツの指導者たちが演説や声明で強調したばかりでなく、その外交政策の全機構にお

ける根本的動因であり、個々の場合においてとるべき措置の指導原理でもあった。これはビスマルク時代に関するドイツ公文書が一般に開放されて以来歴史家が一様に認めるところであつて、大宰相の外交方針もしくはその個々の場合に対する意向について意見を異にしてゐる人びとの間にも異議のない点である。

ビスマルクの意見によれば、ドイツはその必要とするすべてをもつており、戦争はたとえ勝ち戦の場合といえども実際的利益を与えないという意見であつた。ドイツは北方と西方とにおいて既に民族的境界に達しており時としてはこれを超えてゐる。思慮あるドイツ人はドイツ系スイスもしくはオランダをドイツ帝国に併合しようなどと考へたことはない。もつともオーストリアのドイツ系地方を併合することは多数の希望したところであり、これを一種の義務であると考えた人さえも少なくはない。けれどもこの種の熱望はカトリック教徒の南ドイツで旺盛であつたのであり、指導的地位に立つた新教徒の北ドイツにおいてではない。ビスマルクはカトリック教徒のオーストリアをドイツに引き入れることは国内の不統一を助長すると考へていたが、しかし他方、同国の倒壊がドイツの国民的危険であるとも信じていた。その理由はオーストリアの非ドイツ系地方の多数住民はスラヴ人種であつて、いつたんハプスブルク王朝没落の暁にはおのずからロシアに依存することになるからである。かくしてロシア勢力が浸潤することは、ドイツにとつてもヨーロッパにとつても凶事であると映じた。それ故にこそ奥匈帝国の強国としての地位を保全することはビスマルクの政策の骨子となつたのである。彼が政権の地位にあり、その勢力の隆々たる間は南方に版図を拡げようとの考へは全く阻止されてゐた。実際ドイツの東北地方には既にやや不安の念を起させたほど異分子を含んでいたので、ドイツに敵意をもつボーランド人の比率を多くすることは大きな錯誤であつたに違いない。ビスマルクはバルチック海諸州——この地の権力階級は血統と文化とにおいてドイツ人であつたけれども——を再びドイツ帝国に引き入れようとは考へていなかつた。地理的に見てこれらの諸州はあまり遠隔であつたし、その住民の多数は異人種であり、ドイツに友好的でなかつたばかりか、貴族階級は多くロシアに好意を表して重要な地位を占め、ロシアから殊遇を受けていたから、これが合併を劃策しなかつたのである。

如上の事実と理由とによりビスマルクは、たとえ欧洲で戦争に勝つてもドイツはこれによつて得るところはないとの

結論に達した。のみならず新興のドイツはいわばなお発育の途中にあつたので、その統一組織が如何に効果を示すかは時の経過に待つほかなかつたのである。宗教上の問題、社会問題の紛糾はドイツにとっての重大な脅威であり、芽をふき始めた隆盛を守り立てるには絶対に平和を必要とした。そこで平和と現状維持とがドイツ外交の核心となつた。ビスマルクはこれを十分承知していたから、これを基調として経済を行なつた。その回想録にも彼は平和、誠実、妥協、公正なる政策によつて大小諸国の信頼を博することを目標としたと述べている。これは一見して彼の本質的なマキアヴェリ主義の経緯に対する遅れ馳せの申訳のように聞こえるけれども、深く研究を重ねるに従つて、実際ビスマルクはこれによつて彼の根本主義をいい表わしたに過ぎないという証拠が明白になつて來るのである。

### 欧洲不安の因

当時の国際情勢が果たして上述の通りであつたとすれば欧洲の平和を害するものは何であつたろうか。欧洲において断えず不安の中心となつたものはアルザス・ロレーヌとバルカン諸邦とがそれであつた。この両問題の一時的解決は将来紛糾の種たるべきものと一般に考えられていたのである。

### アルザス・ロレーヌ問題

フランスフルトの和議（一八七一年普仏戦争の終末をつげた平和会議）においてフランスはアルザス・ロレーヌを割譲することを余儀なくされた。フランスにとつては二百年以上もその領土となつてゐた土地を手放すことは最も苦痛とするところであつた。フランスはさきにこの地方をドイツから武力をもつて征略した事實を看過していた。そして住民の意向をも問わずこれをドイツに取り返すことはフランスおよびアルザス・ロレーヌに対する不正の仕打ちであると考えた。それ故にフランス人の多数はなんらかの方法によつてこの不正を是正することは当然の事と信じたのである。また一八一五年のパリ条約によつてザール地方（一九一九年ヴェルサイユ条約第四十五条ないし五十条によりザール地方は国際連盟の管理の下にフランスの利権を認めた——訳者注）を失つたこともフランス人の忘れ得ないところであつて、

ナポレオン三世は一八六六年にこれを回復しようと企てた。もちろんドイツの不正に対するフランス人の態度を説明するには領土の喪失ということのみでなく、同時に欧洲における優越権の委譲という点をも考えなければならない。一八六六年にプロシアが勝利を得た時にも復讐の叫びは揚った。しかし普仏戦争に敗れて以来一層その声は高くなつた。ドイツの武力の暢達、経済力の優越によつてフランスの覇権が終局を告げたことは、彼らの最も敏感な自負心を傷つけたのである。ここにおいてアルザス・ロレーヌはフランスが懊惱する凋落の象徴的旗印となつた。

しかし叙上の復讐の希望を近い将来に実現しようとすることもできないことは、フランス政治家のよく承知するところであつた。フランスが新たに戦争を開かんとするには暫くその痛手を包み、国内を整備し大いに武力を整えなければならない。将来といえども単独に事を起こして目的を達する見込みの少ないことはよく承知するところであった。ドイツは年々人口と国富とを増加していくにかかわらずフランスは人口を増さず、その伝来の富は停止して増加せず、近代的企業においてはドイツに遠く及ばない。そこで同盟国を物色してあらゆる場合にドイツに不利な政治的状況を利用しなければならない。フランスの指導者はドイツが第三国と戦争を開く時こそフランスの乗すべき好機であることを確信していた。したがつてドイツは外国と重大な係争の起ころ場合にはフランスが常にドイツの反対側に加担することを計算に入れなければならなくなつた。これが欧洲の政治局面におけるアルザス・ロレーヌ問題の本当の意義であった。この問題はそれ自体において当面の危機ではなかつたが、しかしこれあるがために何か重大な国際事件の発生する度ごとにフランスの態度は反獨的となり、列強の連衡を左右する陰密の要素となつたのであるから、この問題は絶えず平和の脅威として残された。もちろんフランスにもフランスフルトの平和条件を承認し、これによつて失つたところは他に補いを求め、ドイツと和平の中に生活せんことを求める一派の人もあり運動もあつた。時としては政府の口から声明されたこともある。しかしこれらの人びとは国民主義者の眼から常に猜疑され、陰にフランス国民の最も神聖視する感情に対する叛逆者として取り扱われ、しかももいつたん緩急ある場合には民衆の狂想によつて容易に一掃され終わるものであつた。

## バルカン問題

前記の慢性的危険のほかに複雑なバルカン問題が切迫したために、新たな危険が歐洲の平和を脅威した。トルコ人はバルカン半島を征服し領有しながら、その異人種を同化することができない。征服者と被征服者との宗教および思想上の差異は両者の協調を不可能にした。そして数百年の間にトルコの武力は次第々々に頽廃して行つた。トルコが旧慣を墨守して沈滯している間に、西欧諸国は軍事上の技術および組織において大進歩を遂げて遙かにトルコを凌駕した。もつとも近世に入つて西欧の文物を模倣しはじめはしたが、いずれも皮相的のものに過ぎなかつたから、第十九世紀以降、誰もトルコ人の勇武を怖れるものはなかつた。

以上の如き状況と、西欧の國民主義思想が半島のキリスト教民族の間に浸潤したことはトルコに対するギリシヤ、セルビア、ルーマニアおよびブルガリア人等の自由解放運動を助けることになつた。ところがこれらキリスト教徒間の不統一と嫉妬と、そして人種的境界の不明瞭なこと——たとえばマセドニアの如く起源を異にする雑多の小民族の居住するためには——が解放運動の成功を妨げ、トルコはなお久しく述れに対抗することができたのである。バルカン問題の重大性はその錯雜した相関的問題が単に地方問題たるにとどまらず、ますます欧洲全般の問題化して來たことである。セルビアおよびルーマニアの独立は、墮匈国が数百万の南スラヴ人およびルーマニア人種を包含することからして同国の政治家にとって厄介な問題であつた。それはこれらの同文同宗の民族が同種の独立国に引きつけられることは明らかであり、その運動の実現する時こそ墮匈国が崩壊する時であるからである。それ故に墮匈国は両国の独立を阻止し得なかつたにしても、これらの新国家を自己の勢力の下に置き、国内の同種民族に対する合併の宣伝運動を阻止する方法に出たのは、実は単純な自己保存の法則に過ぎなかつたのである。

オーストリアはバルカン諸邦に最も近接した国であつたけれども最強の国とはいえなかつた。むしろロシア人は人種宗教の点からバルカン諸国と密接の関係にあつたから、その年來の政策はコンスタンチノープルへ出口を求めることがあつた。ロシアはその対内政策および軍事上の見地から、黒海の入口——ロシアの戸口の鍵といわれた——を自己掌中

に収めるか、少なくも自己の支配下に置くことを念じていた。もしセルビアおよびルーマニアがオーストリアの勢力に圧せられるとすれば、ロシアはオーストリアがコンスタンチノープルおよびサロニカへ勢力範囲を拡張することを防ぐため一層ブルガリア方面で優越した力を確保することが必要であった。露奥両国がバルカン諸邦において互いに勢力を張らんと努めるに従つて、この両国間には衝突と紛争の可能性が尖鋭化したのである。このほかにも利害関係の深い国はイギリスであった。エーゼ運河の開通以来イギリスはインドに通ずる交通の衝路たる近東において世界政策の上から緊切な利害を持つことになった。イギリスがロシアのコンスタンチノープル、ひいて地中海に達することを妨げたのはこの理由によるのである。

ところがイタリーでさえも、アドリア海の東岸における政局の発展にその威力を示そうと考えるようになつたことから見れば、バルカン民族の将来は単にこれらの民族自身の上に、あるいは彼らとトルコとの関係に係るのみでなく、より多く利害関係ある大国の政策に係るものであることは明白である。それと同時に、これら大国相互の関係がまた甚しくバルカンの政局に影響を与えた。オーストリアとイギリスはできるだけトルコを強くすることを有利と考えた。というのは、かくすることによつてバルカン民族の国民的熱望は一定の限界内に制限され、海峡（ボスフォラスとダーダネルス）の直接管理は政治的に害をなさない国（トルコ）の掌中に委ねられることになるからである。けだしトルコは地理的にロシアに対してこの地点を守ることが自己防衛の問題となるよう運命づけられてゐたのである。しかしながらトルコがその治下のキリスト教徒に法律上の地位を保障することを条件としてのみトルコの保全を認め得るというのが両大国の肚であった。ところがキリスト教徒を多少とも満足させるに足る改革を実行することはトルコの宗教的政治的生存を根柢から揺るがす恐れがあつたから、イギリスの政治家はこの政策の実行性について疑いを抱いていたばかりでなく、一般世論、殊に自由党の中にはトルコに対する反感が熾烈であり、これが議会の領袖を動かしたのである。それでもかかわらずロンドンとウイーンがながく右の政策を維持したのはトルコの崩壊が歐洲の平和に不測の結果を及ぼさんことをおそれ、できるだけなく不可避ではあるが専介な清算を延期することを希望したからである。ロシアはトルコの分割をトルコを属領とする条件においてのみ承認する意思であったが、この政策はもとより他列強の欲しないと

ころであった。

かような状況であったから、その当然の帰結としてバルカン地方の地方的暴動でさえもが欧洲の外交界に衝動を与え、ひいて激しい政治的紛争、ときとしては軍事的衝突さえ起こす原因になつた。なんとなれば些細な地方的暴動といえどもトルコ分割の時期を早め、やがて関係列強の衝突を招来する結果となるからである。それ故にバルカンからいつ何時突発事件のため欧洲の平和が危険に瀕するや予測し難い状況にあつた。

### ビスマルクの対策

ビスマルクの政策は平和の維持を目的とするのであつたから、慢性的なアルザス・ロレーヌ問題または近東における焦眉の事件のために平和の破れることを防ぐのが彼の緊急の必要事であつた。これがために彼の政策の二大重点はフランスの復讐戦を遮るため、できる限りフランスを孤立させること、またロシアとオーストリアとを近東問題について調和させ、少なくとも両国が衝突しないように予防することにあつた。

フランスを孤立させるためにドイツとしてはフランスがその復讐戦に際し同盟国として期待し得べき国、殊にロシア、オーストリア、イタリーとできるだけ密接な関係を保つことが有利である。オーストリアの如きは一八七一年（普仏戦争）以後においても、もし好機さえあれば一八六六年（普墺戦争）に失った地位を取り返そうとの願望をもつていた。だからフレデリック大王時代の連衡（フランスとオーストリアとロシアとの）を復活させる計画はビスマルクのながく危惧した点であり、また実際、後代の人の想像する如く、しかも不可能な問題でもなかつた。ビスマルクの企てた一八七〇年代の三帝同盟（ロシア、プロシア、オーストリア）もその後の三国同盟（独墺伊）もロシアとの各種の保障条約もすべて同一の目的のためにできあがつたものである。

### 英独同盟

イギリスとの了解については再三考慮されて、殊に一八七五年から一八七九年にわたる東方問題紛糾の際には切実に

問題にされたが、努力の水泡に帰したのはビスマルクが条件としたアルザス・ロレーヌの占領に対する無条件の保証という点がイギリス政治家の容れるところとならなかつたからである。この点については一八八二年のエジプト占領に伴うフランスとの抗争の際ににおいてもイギリスを説得し得なかつた。一八八〇年代の末に露仏両国が次第に接近した当時ビスマルクは再びイギリスとの同盟をロンドンで提議し、議会の協賛を経た上でフランスに対する防禦同盟を結ぶ案を主張した。彼はこの種の条約が存在するということが周知されるだけでも、戦争を防止するに十分であると強調した。イギリス外相ソルスベリー卿はドイツの提案に賛成である如く見えたが、数カ月後ヘルベルト・ビスマルク「オットー・ビスマルクの長男」が父の命令によりサモア島事件の交渉のためロンドンに行つた機会をもつて同盟条約の問題を切り出した時には、ソルスベリーは一向乗り気にならなかつた。

ソルスベリー卿はビスマルク（ヘルベルト）に答えて、イギリスの政策は議会の掣肘と世論の影響を受けている事実、そして議会と世論とを同盟に向わしめることは容易なことではない旨を述べた。

### フランスの植民地政策

ビスマルクはフランスを孤立させるためにいろいろと努力したけれども、彼の対仏政策は決して敵意を挿むものでなかつた。彼の意中はフランスをして戦争に訴えてフランスフルトの平和条約を覆させないことにあつたのであるから、ベルリンとパリとの関係をできるだけ友好的にしておこうと努めた。それは両国の利益が衝突しないすべての問題についてドイツが有効な支持をフランスに与え、進んでフランスが安南と東京を征服することに同意するまでにいたつた。彼はまたフランスがチュニスを占領することを慾望し、モロッコが植民地として好適の地であることを繰り返し注意した。それはフランスが植民政策に成功することはフランス人の自負心に満足を与える、植民地帝国の建設が結局アルザス・ロレーヌの補償ともなつて数代の後には復讐観念が消滅することに望みを繋いだのである。もっともこの希望のかなり心細いことは彼自身もよく承知していた。けれども両国の妥協と友好のためにできることをしようと決心したのであった。彼はその回想録に記している、

ドイツはメッツ、ストラスブルクを領有するばかりでなく、フランスが植民地獲得によつてライン国境方面の損失を補おうとすることに反対し、かくしてドイツは到る処にフランスの路を阻止しつつありとフランスに思わせることは、同国内で報復と怨恨に燃える政派の勢力を強め、独仏戦争の再開を促進するものである。しかもその戦争に勝利を得たとしてもドイツに何の利益があるか私にはわからない。よしドイツが勝つたとしても、かような戦争は我が国にとつて大なる災害となるであろう云々。

ビスマルクは、フランスのモロッコに対する野心——それはイタリーもひそかに狙つていた——を支持することは独仏戦争の可能性を増す所以であるとは思わなかつた。<sup>(3)</sup>

右に引用した彼の言葉は全く一の予言ともいい得べきものであつて、二十年後にフランスの対モロッコ政策にドイツが干渉したことはフランスの復讐政策に決定的勝利を与えることになつた。かく事態を明察した結果ビスマルクはドイツとしてはエジプト、コンゴー両地におけるフランスの態度を支持し、イギリスに反対すべきであるとの結論に到達し、この方針の下に行動したのである。

## 東方問題

他方、東欧における多年にわたる危機は一層端的に平和を脅威しつつあつたから、ビスマルクはこれに対して多大の注意を払つた。彼は一八七六年にロシアとの同盟を拒否したが、それはこの同盟の結果オーストリアを怒らしめ、ロシアのバルカンに対する霸権を一層強固にすることをおそれたためである。一八七七年から翌年にわたる露土戦争に際してビスマルクのとつた態度は、英露もしくは奥地間の戦争を防止するため、全く利害を離れた周到な「正直なる仲裁人」の役目を勤めることであつた。いつたんロシアと英露との間に戦争が始まれば、ついにはドイツもフランスも渦中に巻き込まれる危険があると彼は考へた。ベルリン会議において取り扱つた歐洲問題は一言にしていえばルーマニア、セルビアおよびモンテネグロの独立を認めたことであつて、殊に後の両国が独立したことはトルコの大なる損失であつた。サン・ステファノ条約では多島海の岸に達する大ブルガリア国をつくつて、しかも名義上は独立といつても事実上

ロシアの附庸国の如くする案であったが、ベルリン条約では二個の小なるブルガリアの半主権国を造り、マセドニアを与えず、多島海の岸に達することなくしてこれをトルコの主権の下に置くこととした。これを原案の如く大ブルガリアを独立させるときは欧洲トルコは全く分割される結果となり、バルカンの西部地方はサルタンの領域から離れることになるから、ベルリン會議の決定ではトルコの歐洲領がダーダネルスからアドリア海まで地理的に統轄され得ることとしたのである。またボスニアとヘルツェゴヴィナ両州は名目上トルコ領として残るも、オーストリアがこれを占領し、行政を行なうことを認めた。両州に隣接するノヴィバザル郡においてもオーストリアは軍隊を置き道路を敷設することを許されることになった。もつとも同郡はトルコの統治下にあってセルビアとモンテネグロとを隔てる楔の如き地位に置かれたものであり、ボスニアの占領は露土戦争中にオーストリアが中立を守る代償としてロシアが約束したものである。ロシアとしてはその希望を達し得なかつたのであるから前約を取り消したいのは山々であつたが、そうすれば、現に出来上つたものまで壊されるおそれがあつたのでこの条項に同意した。オーストリア首相アンドラシーは秘密の約束をもつて、他日ノヴィバザルに事ある場合にはオーストリアがボスニア州と同様に一時これを占領してもロシアにおいて異議なしとの言質を取りつけた。

オーストリアはボスニアを占領したけれども、同州の法律上の地位が明確でなかつたために実質上の利益を得ず、かえつて将来に禍根を残した。当時セルビアはその南東方の新領土を得て満足し、内政の整備に忙殺されていたが、外に対してはロシアの態度に欺かれ、オーストリアから脅かされて、国王ミランはオーストリアと同盟を結び、ほとんど属國の如き地位に立ち、オーストリアの同意なくしては他の外国と条約を結ばないことを約束してしまつた。<sup>①</sup>

さらに一八八九年の条約においてオーストリアはでき得る限りセルビアが南東に発展することを助ける約束をしたが、しかしほルビアの進出が目的を達するか、または人為的に妨げられる場合には、セルビアはさらに新たなる熱情をもつて西方に拡がらんとし、まずモンテネグロと合体し、かかる後に同民族のボスニア（同州には多くの回教徒を含み宗教を異なるも）およびハンガリー中の南スラヴ族と合併する運動を起こすべきは必定であつた。しかも、もしその運動が起これば南スラヴとダニユーブ沿岸国との衝突を惹起することは明白であつた。

ロシアは非常な不平を抱いてペルリン会議を引き揚げた。ロシアは重大な問題について、イギリスとオーストリアに譲歩し、自ら土地と兵力とを犠牲にして他国が勞せずして利益を得る道を開いてやつた形である。オーストリアはボスニアを得、イギリスはトルコのアジア領保全の保証とひきかえにサイプラス「キプロス」を領有した。ロシアとルーマニアとの間の感情は著しく悪化した。それはロシアがその唯一の友たるチャールス王に強制してベッサラビアとドブルジヤとを交換させたからである。ブルガリアとセルビアは全幅の希望を繋いだロシア皇帝の力によつて僅かな獲物しか掴み得なかつたことに失望を感じた。

## 再保証条約

奇妙なことは、かような会議の結果についてロシアがイギリスやオーストリアに対しても、さらに深くドイツを怨んだことであつて、普仏戦争中にロシアが好意的中立を維持した恩義をドイツが忘れたことを憤つたのである。そして国境劃定に関する意見の相違に際してロシアはドイツを脅かす行動をとつたため、ビスマルクはこれを機会として、ロシアの攻撃に対する防禦同盟をオーストリアとの間に結んだ。しかしビスマルクとしてはオーストリアとのみ手を握つて永久にロシアの敵意を購うような意思は毛頭もつていなかつた。事実また彼はロシアとの疎隔を補綴するに汲々と努めたのである。オーストリアとの同盟条約があつたにかかわらず、これと併行して一八八一年に三帝条約（露独奥三国の皇帝）が成立し、さらに三年後にやこれを修正して同じ条約が更新された。しかるに一八八七年にいたつてオーストリアのみは条約の更新を拒絶したからビスマルクは同年六月十八日にロシアと新しい条約を結んだ。これが世上に種々の論議ある、いわゆる再保証条約である。<sup>(5)</sup>

以上諸条約の内容と、その成立にいたる交渉の内容とを検討すれば、主要な目的は大体以下の諸点である。ロシアがオーストリアの崩壊または分割を賭して東方問題の解決を图らんとする企てを防ぐこと。ロシアがかかる計画を実行する場合には常にドイツを顧慮するのあることを知らしめる。またロシアにしてもオーストリアにしてもお互の同意とドイツの了解とがなければバルカンにおいて断乎たる措置をとらない。さらにもたフランスがドイツを攻撃する場合

にはロシアは中立を守る。これに対しドイツとオーストリアはロシアに約束するに戦時トルコがコンスタンチノープル海峡をイギリスの艦隊に解放することを妨げるために協力すべきことをもつてする等。一八八七年にドイツは、ブルガリアがロシアの勢力範囲に属し、この地においてロシアのとるべき軍事的手段はオーストリアの正当な利益と抵触しないものと認める旨を約束した。換言すれば、ロシアがイギリス艦隊の黒海進入を防ぐため海峡地方を占領することを余儀なくされた場合にはドイツはこれに対して外交的および道義的支持を与えることを条約付属の議定書で定めたのである。

独奥伊三国同盟の更新される直前にビスマルクはイタリーの要求に基づき、東方問題に緊密の関係ある付属条項をつくり、これをオーストリアに強要した。これによつてオーストリアはバルカンの一地を永久的にもまた一時的にも占領する場合にはイタリーに同意を求め、これに代償を与えることを認め、イタリーもまたこれと同じことを約束したのである。<sup>(6)</sup>したがつてオーストリアがバルカンに進出することは甚だ困難となつたが、これはまさしくビスマルクの希望した点であった。これと同時にビスマルクは側面から、英伊およびオーストリアの間にアドリア海、多島海および黒海における現状維持を約束する条約を結ばせることに努力し、この協定は一八八七年の春に成立した。<sup>(7)</sup>

これら数々の補綴的調整を行なつたビスマルクの眼目は露墺両国をして近東における侵略的手段を差し控えさせるためであつたが、しかも累次の企ても遂に露墺両国の同地方に対する明確な勢力範囲を定めることに成功しなかつた。そこでロシアの利益圏としては明白に一定地域の永久的の領有を約することなしにただ特定の勢力範囲を認めることを約した。セルビアは防禦同盟条約をもつてオーストリアに拘束されており、ルーマニアは一八八三年以降三国同盟と行動を共にする条約を結んだから、ドイツがオーストリアと同盟の結果、防衛の義務を負う勢力範囲は——たとえ占領対しては保留があるにしても——一つの承認済みの事実となつた。かようにしてロシアとオーストリアとはある特定の事件についてドイツの支持を期待するには一定の限度を超えないことを要することを了解したのである。

ビスマルクの政策には、従来しばしば世評にのぼつたような、オーストリアに対する不信の非難を加えることは決してできない。一八七九年の条約によつてドイツはロシアがオーストリアを攻撃する場合にこれを防衛することを約束し

たのであって、決してバルカンにおいてオーストリアの野心を支持したわけではなかった。いわんやオーストリアに対する攻撃とは縁の薄いロシアのコンスタンチノープルおよびブルガリアに対する進出を防止することを約束したのではない。現に条約締結の際ビスマルクはこの条約が単に防禦的性質のものに過ぎず、これを利権分割の道具に使用すべからざることを強調したのである。この点について彼はその回想録に次の如く述べている。いわく「隣国の政策を実行するため自国民の生命財産を貸すことはドイツ帝国の仕事ではない」と（回想録第二巻五三ページ）。これは決して彼の不興と失意からの一時的発言ではなく、彼の政策の基礎をなした意見であり、不幸にしてその後継者らがこの方針を十分に踏襲しなかつたことは後章に述べるところである。オーストリアとしてはこの条約の解釈についてビスマルクが明白に限界を定めたことを知っているから、ロシアがブルガリアおよびコンスタンチノープル方面に進出することをドイツが看過してもこれに不平をいう余地はなかつた。それかといって海峡（コンスタンチノープル）がロシアの手に帰することをビスマルクが望んでいたか否かは別個の問題である。いずれにしてもロシアの野望を押えることは、これに痛切な利害関係を感ずる国の任務であつて、ドイツの知つたことではないと考えていた。それ故にこそ、地中海に関する英伊澳三国の協定によつてロシアの進出を防ぐ共同措置のとられることを歓迎したのである。

それでもビスマルクは以上の周到な手段が果たして彼のおそれる衝突をながくかつ適当に防止し得るや否やについて確信がなかつた。そこで事件の起つた場合には時を移さず措置を講ぜねばならない、ドイツは武備を整えて不意打ちを喰わない準備をしなければならない。これがためには彼に十分の成算があつた。もし近東に変局が起これば、それが壊露の間であろうと英露の間であろうと、直接の利害をもたないドイツとしては、できるだけ渦中に投ぜられないよう希望した。彼の言葉に従えばドイツは背後に隠れることを願つていたのである。しかし戦局がオーストリアの国境を危うくするようになり、またはドイツの大國としての地位を脅かす如き場合には断然これに干渉する決心であつた。同時に、ロシアが惨敗を招くことを望まなかつた。むしろドイツはその優越した武力を擁して、最後の決定権を握り、甚だしく勢力の権衡を破らずして平和を克復することのできるよう努める意向であつた。

以上の政策を通觀すれば彼の政策はできるだけ平和を維持し、戦争勃発の場合にはドイツが外国の利益のために戦う

如き事態をなるべく避けようとしているにあつた。この政策はベルリン政府がオーストリアおよびロシアと友好的関係にある場合においてのみ可能なのであるから、この両国が最後の決心をする前にドイツの支持を求めるためベルリンに秋波を送るように措置したのであつた。この方法によつてのみ武力の衝突の前に時局を收拾し、仲裁を行なうことが可能であると彼は信じていた。

### 三国同盟

三国同盟についてもビスマルクはイタリーをフランスから引き離すことは別として、やはり前と同じ考えに基づいて態度を決定した。イタリーの南チロルとダルマチアを併合せんとする希望、アドリア海東岸に対する懸念、および、かつてイタリーの主人であつたオーストリアに対する反感は、それがアルザス・ロレーヌ問題や近東政局の如く差し迫つた問題でないにしてもやはり平和攪乱の原因たるを免れなかつた。イタリーのある外交家のいつた如く「オーストリアとイタリーとは同盟国であるか敵国であるかのほかはない」。そこでビスマルクはこの両国をドイツに結びつけて慢性的不和の爆発を防ぎ、ドイツは公平な友人となつて衝突を取り鎮めるためにその威力を用いることに努めたのである。

一八八二年の三国同盟に関する条約の条項が周知のものとなつたのは大戦以後のことであるが、それは各種の義務が錯綜したかなり複雑な組織であつた。ドイツとオーストリアは、イタリーがフランスから攻撃された場合に常にこれを援助する義務があるが、イタリーはドイツがフランスから直接挑戦せずして攻撃された場合にのみドイツを援ける義務をもつっていた。独奥の間の条約は両国がロシアから攻撃された場合に相互に援助することを約したものである。そしてもし他の二国が独奥のいずれかに対し挑戦した場合には、両国は互いに援助を与える義務を負うとの主義は最後まで有效地に存続した。最後にイタリーは明白にこの条約の義務がイギリスに対抗するものでないことを表示している。<sup>(9)</sup>それ故にオーストリアはフランスがドイツを攻撃した場合にドイツを助ける義務なく、イタリーは他の第三国が加担しない限り、ロシアがオーストリアを攻撃する場合にも後者を援助する責任をもつていなかつた。一八八七年に三国同盟条約が更新されて、その際にバルカンにおいてオーストリアが利益を得る場合にはイタリーもその代償を受けることの条項が

挿入された。その際にまたドイツとイタリーとの間には、フランスがトリポリもしくはモロッコにおいて領土を拡張する場合、ドイツがこれに反対すべきことも約束された。

### ビスマルクはドイツの利益と世界の平和を目標とした

ビスマルク晩年の政策はその主義目的とするところが単純であったが、しかし熟慮を経た系統のある政策であった。そして、これが実行に際しては極めて複雑な方法をとった。外觀は困難かつ紛糾したような外交的懸け引き、そして瞬間的の効果と迅速な結果とに終わった折衝でも、内実はビスマルクが時局の変転を利用し、驚くべき明察をもって、ドイツの利益と世界の平和という大目的を達成するために用いた巧妙な手段に過ぎなかつたのである。個々の事件に対する決定に際しても彼は全局に対する觀察を誤らないから、列国の連衡、これによるドイツへの影響を考量し、決して一時の小功を求める如き方策をとらなかつた。ドイツの安全と将来とは小さな領土や勢力範囲を獲得することによつて得られるものでなく、ドイツの新興勢力を嫉視する隣邦の強大な結合を永久に防止することの可能性によるものであることを彼は熟知していたのである。

ビスマルクが隣国合縱の悪夢に襲われ、列国の連衡によるドイツ孤立の姿に戦慄したのは彼が全局の趨勢を知り、ドイツのこれに対する抵抗力を知っていたからである。彼は多くの困難と危険を排してドイツの統一を完成した。それと同時に新ドイツの前途に重大な危機が迫つてることを知つていた。ドイツはもちろんどの敵国に向かつても劣らない力をもつていたが、しかし周囲の数国を相手に戦争することは自国の存亡を賭すことであり、その前途の測り知るべからざるものあることをビスマルクは忘れなかつた。それ故にこそ彼は絶えず國際政局の推移に注目し極めて慎重な態度をとつたのである。また平和維持がドイツ最高の利益であるとし、四隅の困難な事情を排してこれに成功したのであって、彼の成功は偶然でも僥倖でもなく、一に彼の達識と周到にして高遠なる政策、しかも絶えざる環境の變化に適応する才能の然らしめたものである。一八八〇年代に当時の政治家が歐洲の政局を悲観していた事実、そして何時戦争が起くるかも知れない、あるいは一週間、數ヶ月の間にも起くる危険があるとさえ考えていたことは、ベルギー大使館の

報告によく現われている。これを見てもビスマルクの功績の如何に大であったかを察するに足るであろう。

かように注意深く建てた経緯の一部分でも放棄する場合には、到底もはや従前の効果を収めることはできない。全く新しい方式で出直すか、もしくはドイツの政策は失敗と蹉跌とを重ねてその地位の不安と急変の危険がますます多くなるほかはないのである。

それにもかかわらずビスマルクは自分の建てた原則を打ち破つて、実業界有力者の強要により、一八八四年には植民地領有を承認し、アフリカおよび大洋洲にイギリスの反対を押し切つて保護地域を獲得した。しかし著者はここでは何がビスマルクをしてこの決心をなさしめたかの詳細な動機についての難問に言及し得ない<sup>(10)</sup>。おそらく彼は一般人よりも一層よく、欧洲に躊躇する時代、大国專制時代が過ぎ去つたこと、ならびに世界的帝国建設の時期が来たことを察知したのであろう。もしドイツが世界の檜舞台に立つて、その新しい政治的威力をふさわしい役割を演じようとするならば、ドイツはいつまでも欧洲大陸にのみ蟠踞しているべきではなく、アフリカおよびアジアの問題についてもその共有者、また利害關係者の一として有力な発言権を要求すべきである。ビスマルクはこれを痛感し、これを希望しながらも、一方では植民政策のためにドイツの同盟、仇敵の問題を決定し、または国民的政策を左右すべきものでないと信じていた。何となれば彼の目的の大部分は正統な意味においての植民地を建設することではなく、既にドイツの技術と資本が足場をもち、しかもその地方に強国の勢力が及ばず、地方の政権も存在しない如き地方において国民の進出を保護し、これに大国として当然の義務たる支持を与えることについた。彼がその政治的遺言ともいうべき回想録の中に、植民地のことを記述していないのは意味のあることである。植民地は単にドイツ勢力の付録に過ぎず、眞の基本たるもののは欧洲内のドイツであるとして、蕞爾<sup>さいじ</sup>たる植民地の拡張のために危險を冒すことを彼は敢えてしなかつたのである。

SAMPLE  
Shoshinkaninsti.com

- (1) Die Grosse Politik der Europäische Kabinette, 1871-1914. (著者 G. P. と略記) 第一次大戦後ドイツ共和国外務省が同省書庫に収蔵の記録を整理(刊行)したる(ドキュメントを中心としたもの)の期間の一ロハグ外交に関する正確な資料を収録する。なお Rachfahl: Deutschland und die Weltpolitik, vol. I, Die Bismarcksche Ära, Stuttgart, 1923 参照。
- (2) 英独同盟事件については一八八九年一月十一日付ビスマルクのバッハトブルクに与えた訓令、同伯の一月十六日付報告、  
ルベルト・ビスマルクの三月二十二日付報告参照。G. P. IV, p. 400. ビスマルクの外交政策の一部としてイギリスと同盟を結ぶ問題については激しい議論が行われた。本問題に関する参考文献は Rachfahl: Bismarcks Englische Bündnispolitik (1922), Rothfels: Bismarcks Englische Bündnispolitik (1924), Taube: Fürst Bismarck zwischen Deutschland und England (1923), Falkenstein: Bismarck und die Kriegsgefahr des Jahres 1887 (1924), Ritter: Bismarcks Verhältnis zu England und die Politik des 'Neuen Kurses'.
- これらの権威者の意見は多く異なつてはいない。ロートブルクとリッターとはイギリスとの接近をもつてビスマルクの外交政策の主要な部分とは考えていない。殊に一八七〇年代の政策において然りであるが、ビスマルクがこれに努力したことには認めている。ラッハファールはビスマルクの選択戦術、すなわちロシアとオーストリア、ロシアとイギリスとを折り合とした点を重視し過激でいる。著者は反対に、かような選択をさけるために全般の政策を立てたもので、ラッハファールの引用する例はむしろ防衛的方法であって、ロシアの敵意ある態度に対しても上かのような方策に出たものと信ずる。ビスマルクはできるだけロシアと親善の関係を結ばんとしたのであった。もちろん彼はロシアを全然信用しないではなく、ロシアに頼るうどか、あるいはロシアを敵に回そうとする如き全く試みなかつたのである。
- (3) 一八八四年六月二十六日付コイデルへの書簡。
- (4) 一八八一年六月十六日の条約ならびに十月十二日付ミラン王のフランツ・ヨーゼフ宛書簡については Pribam: Österreich-Ungarns Geheimverträge, I, p. 18 参照。右条約は一八八九年一月二十八日に更新されて一八九五年一月十三日まで有効であった。
- (5) いれらの条約については前掲 Pribam の著書第一卷一、一一、三三五ページ参照。再保証条約と秘密議定書は G. P. III, pp. 176, 334, V, p. 252 参照。
- (6) 一八八七年二月二十日の第一回二国同盟条約の追加条項については、前掲 Pribam の著書第一卷四四七ページおよび G. P. IV, pp. 179-260.
- (7) 一八八七年二月十二日と三月二十四日の交換公文は Pribam の著書第一卷三六七ページおよび G. P. IV, p. 261.
- (8) 一八八三年十月三十日の条約については前掲 Pribam の著書第一卷一九ページ参照。その後に更新された条約については

同様である。

(9) 一八八一年五月一一日の眞理交換ノイムラツ Pribram の著書第 1 卷[1] 1 千 4 ページ - ハルモス G. P. III, p. 245.

(10) Hagen: Bismarcks Kolonialpolitik (1923), Rogge: Bismarcks Kolonialpolitik als Aussenpolitischs Problem (1923) 参照。

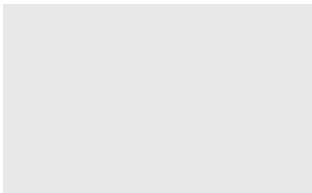
SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第二章 ウィルヘルム二世の初期

### ビスマルクの引退

一八九〇年三月十五日、ドイツの運命をながく指導した最大の政治家は辞職を余儀なくされた。そして年若き皇帝は即時にその辞表を許したのである。このいきさつは久しきにわたる辛辣な勢力争いの結果であつて、外部には洩れなかつたが、関係の筋ではつとに狼狽と焦燥と陰鬱の種にされていた。もちろんビスマルクは元首の意に反してその地位に留まることを希望し、この争闘においては全閣員が絶対に彼を支持する義務あるものと考えていた。かような手段に出たのは、ビスマルクの独裁的地位に留まらんとする渴望に由来したのではなく、彼がウィルヘルム二世の人となりはドイツに対する重大な危険を孕むものと確信していたからである。カイゼルはもとより政務を親裁することを願つていたし、また宰相の地位と、皇帝がその意思を実現せんとする場合の径路とが君主の威信と天職とに矛盾するものと思つていた。この見解の相違が、そしてこの点のみが両者反感の根源であつて、他の社会問題、政治問題に対する意見の相違、ないしは全般的主張の懸隔の如きは関係のないことであつた。一体カイゼルは広範にして確固たる政治的意見をもたない人で、感情に走り易く、一時的の気分と衝動で動いた。外交に対する方針にしてもこの確執に大きな原因をなしたものではない。独墺同盟条約の目的と範囲についてあるいはロシアのブルガリア政策に対するドイツの方針について両者の間に調和すべからざる意見の相違があつたと称するものがあるけれども、実際にはロシアの戦争準備に關係ある電報が時機を失せず報告されなかつたことをカイゼルが憤つたほどには両者のこの事件に対する見解は懸隔のあるものではなかつた。もちろんビスマルクはしばしばカイゼルの行動と演説とが外交上に悪影響を及ぼすことを非難したけれども

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します



第一次世界大戦への外交史 2  
建艦競争からバルカン戦争と開戦まで

E・ブランデンブルク著  
芦田均訳

SAMPLE  
Shishi-Shinsui.com

書肆心水

目  
次

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

第十一章

ドレッドノート建艦競争 381

ドイツ対イギリスの経済競争

382

イギリスの政策の動機

384

イギリス艦隊の強化

385

ドレッドノート

386

ドイツの新艦隊建造法案

388

イギリスの危惧

389

第二次ヘイグ平和会議

391

トウイードマス卿に宛てたカイゼル親簡

394

カイゼル親簡の効果

395

建艦制限に関してイギリスさぐりを入れる

397

イギリスの再度のさぐり

398

カイゼルの峻拒

400

ビューロウ所見を異にする

402

フリードリッヒスホーフにおけるエドワード王

406

カイゼルの態度とビューロウの批評

404

イギリスの政策の動機

406

デイリー・テレグラフ紙の記事

407

ビューロウとティルピツとの応酬

409

メッテルニッヒの警告

412

SAMPLE  
Show-Shinsui.com

## 第十二章 ボスニア問題の危機

爾余の考量	412
これららの交渉の意義	413
ティルピツと危険感	414
近東の形勢	422
バグダッド鉄道	423
ドイツとオーストリア	426
エーレンタールとイズヴァルスキ	430
マルシャルの覚書	430
サンジャック鉄道	431
レヴァルにおけるツアールとエドワード王	435
ビューロウの覚書	435
青年トルコ党の革命	437
ボスニア併合計画	438
ブッフラウの会商	438
イズヴァルスキと独伊との折衝	441
ボスニアの併合	442
パリおよびロンドンにおけるイズヴァルスキ	443
ドイツ政府の態度	445
カイゼルとビューロウとの意見衝突	446

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十三章 大風一過 467

露壇抗争	448
イズヴァルスキーとストルイピン	450
オーストリアとトルコとの了解	451
コソラード将軍とエーレンタール	451
ロシア戦備を欠く	453
ドイツの居中調停	454
セルビアついに屈す	457
併合事件の影響	459
併合と奥匈国	460
モロッコにおける挿話一束	467
モロッコにおける王位争奪	467
カイゼル、フランスとの了解を庶幾す	469
新モロッコ条約	473
英独の新たな接近	474
ロンドンにおけるフォン・シュトゥム	476
宰相邸の大評定	476
ロシア、ドイツに接近す	478
ビューロウの挂冠	479
海軍協定に関する新たな交渉	481

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十四章

テイルピツツ提督の態度	482
折衝ついに得るところなし	482
バルカン半島の形勢	484
ラッコニジにおける露伊両帝会同	486
オーストリア対ロシアの協定	488
ロシアのバルカン政策	489
エドワード七世の崩御とイギリスの政策	490
ドイツ新外相キーダレーン＝ウエヒター	491
イズザルスキーやサノフこれに代わる	492
ペルシヤ問題	492
バグダッド鉄道	494
ボツダムにおけるカイゼルとツィアールとの交歓	495
独露協定	496
六割比率に関するドイツとイギリスとの新交渉	498
成 果僅少	500
アガデイールとトリボリ	507
モロッコの情勢とフランス	507
キーダレーンの行動計画	508
カイゼルの態度	509
キッシングンにおけるキーダレーンとカンボンとの会見	510

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十五章

### 英独の海軍制限交渉とホルデーン使節

537

英独関係の浮動

539

ドイツの新海軍計画

540

宰相の不同意

541

パンテル号のアガディール急派  
511  
フランスついに条件を申し出ず  
513

キーダレーンの辞意  
514  
キーダレーンの退却

515

イギリスの態度、ロイド・ジョージの演説  
516  
ロイド・ジョージ演説の印象

518

独仏間の折衝  
520

520

ドイツ・フランス条約  
521

521

ドイツの政策の成果  
522

522

英独関係におよぼした余波  
523

523

イタリーとトリポリ  
524

524

トリポリと独墺の考慮  
525

525

トリポリ戦争の勃発  
526

526

ロシアの計画  
528

528

戦争の継続  
530

530

ベルヒトルト伯

530

イギリスとの新交渉	542
バルリンにおけるホルデーン	547
イギリスの異議	550
最後の試み	552
交渉の挫折	555
交渉挫折の原因	558
建艦競争の意義	559
マルシャル駐英大使となる	560
第十六章 バルカン戦争	566
ロシアとバルカン同盟	566
フランスの態度	568
イギリスの態度	569
バルチックボートの両帝会見	570
ペテルスブルクにおけるポアンカレー	571
サゾノフの西欧旅行	573
ドイツの政策	574
バルカン戦争勃発	575
列強の態度	576
アドリア海港に関する係争	578
歐州戦争の危険	579

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

## 第十七章 最後の休息

オーストリアの無定見	5882
セルビアに対するロシアの圧力	5884
ボアンカレー戦争を促す	5885
イギリスの対ドイツ接近	5886
フランスの憂慮	5888
グレイとカンボンとの書信応酬	5889
イギリスの政策の動機	5890
休戦と大使会議	5892
ドイツおよびイギリスの態度	5894
奥露復員す	5895
オーストリアの新バルカン政策	5896
第二次バルカン戦争	5899
ブルガリストの和議	6000
オーストリアの地位	6002
ドイツの平和政策	6003
政情小康	600
アジア・トルコの将来	611
リーマン将軍トルコ軍團司令官となる	612
協商国側の対策	615
	614

## 第十八章 大戦勃発

コーンスタンチーノブル海峡占領準備	617
ロシア、ドイツの肚をさぐる	619
ドイツの近東政策	620
中央アフリカに関するイギリスとの条約	621
バグダッド鉄道に関する条約	623
イギリス＝ロシア海軍協定	624
イギリスの政策	625
一九一四年夏の形勢	627
フランスとロシア	628
ロシアの意中	629
三国同盟とイタリー	632
独墺の関係	633
フェルディナンド大公とティツィアーノ	634
全局の形勢	636
オーストリアとセルビア	643
オーストリア政府の決意	646
ドイツの態度	648
セルビアに対する最後通牒	650
居中調停の試み	651

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

セルビアの回答	6552
新たな居中調停提案	6554
オーストリアの宣戦布告	6556
ドイツの態度一変	6558
イギリスの態度	6559
ドイツ方向転換を勧告す	6560
ロシアの動員	6560
イギリスの政策	6563
ロシアの行動の原因	6564
ロシアに対するドイツの宣戦布告	6566
フランスに対するドイツの宣戦布告	6567
ベルギー問題	6571
イギリスの宣戦布告	6573
危機旬日の回顧	6575
ドイツの準備の手落ち	6576
無準備の結果	6578
ドイツの政策の基調	6883
イギリスの政策	6887
フランスとロシア	6888
第十九章 結論	6892

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

外交事項索引

600

破局の深因

600

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

1巻目次

序  
凡例

第一章 ビスマルク時代の回顧

第十九世紀の下半期  
ビスマルクの外交指導原理  
歐洲不安の因

アルザス・ロレーヌ問題  
バルカン問題

ビスマルクの対策  
英独同盟

フランスの植民地政策

東方問題  
再保証条約

三国同盟

ビスマルクはドイツの利益と世界の平和を目標とした

第二章 ウィルヘルム二世の初期

ビスマルクの引退  
カイゼル・ウイルヘルム  
影武者ホルシュタイン  
オイレンブルク公  
再保証条約の拒否

SAMPLE  
Shosh-Shinsui.com

ヘリゴランドに関する条約

露仏同盟

イギリスとの疎隔

アフリカ問題

近東政策の転換

三国同盟とイギリス

英独関係の疎隔

ホーヘンロー＝エ宰相となる

ニコライ二世即位

カイゼルとツァール

一八九四年末の形勢

### 第三章 下の関

日清戦争

列強の態度

ドイツの政策

三国干渉

日本の譲歩

三国干渉の影響

### 第四章 イギリスとロシア

近東事件とソルスベリ

近東における独燠の立場

クリューゲル事件

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ジエイムソン博士事件

英独の疎隔

マセドニアおよびクリート島問題

ロシアのバルカン政策

大陸同盟案

膠州湾租借事件

青島占領と一八九八年春の情勢

## 第五章 チエンバレンの同盟申し込み

イギリスよりドイツに同盟を提案す

ベルリンにおける反応

ベルリンにおける種々の考量

荏苒方針の決定

ロンドンにおけるその後の交渉

カイゼルのツァールに宛てた親簡

ツァールの返書

ボルトガル植民地に関する折衝

イギリス再度の申し出

ドイツ側の思案

アフリカ条約の締結

フェシヨダ事件と英仏

同盟計画頓挫の理由

## 第六章 サモア、ボーア戦争および揚子江条約

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

第七章 岐路に立つドイツとイギリス	解釈に関する齟齬	日本の加入	揚子江条約	モロッコ問題	ドイツの拒絶	ロシア、フランスはドイツを誘惑す	イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	ドイツ汽船の拿捕	ロンドン訪問のカイゼル	ボーア戦争	近東問題に関するロシアとの交渉	第一次ヘイグ平和会議	サモアに関する条約	サモア問題	米西戦争
イギリスとポルトガルとの条約	英独同盟の協議	英仏の支那保全声明	英仏の支那保全声明	モロッコ問題	ドイツの拒絶	ロシア、フランスはドイツを誘惑す	イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	ドイツ汽船の拿捕	ロンドン訪問のカイゼル	ボーア戦争	近東問題に関するロシアとの交渉	第一次ヘイグ平和会議	サモアに関する条約	サモア問題	米西戦争
ヴィクトリア女皇の崩御	英独同盟の協議	英仏の支那保全声明	英仏の支那保全声明	モロッコ問題	ドイツの拒絶	ロシア、フランスはドイツを誘惑す	イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	ドイツ汽船の拿捕	ロンドン訪問のカイゼル	ボーア戦争	近東問題に関するロシアとの交渉	第一次ヘイグ平和会議	サモアに関する条約	サモア問題	米西戦争
第七章 岐路に立つドイツとイギリス	解釈に関する齟齬	日本の加入	揚子江条約	モロッコ問題	ドイツの拒絶	ロシア、フランスはドイツを誘惑す	イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	ドイツ汽船の拿捕	ロンドン訪問のカイゼル	ボーア戦争	近東問題に関するロシアとの交渉	第一次ヘイグ平和会議	サモアに関する条約	サモア問題	米西戦争
第七章 岐路に立つドイツとイギリス	解釈に関する齟齬	日本の加入	揚子江条約	モロッコ問題	ドイツの拒絶	ロシア、フランスはドイツを誘惑す	イギリス皇太子に宛てたカイゼルの親書	ドイツ汽船の拿捕	ロンドン訪問のカイゼル	ボーア戦争	近東問題に関するロシアとの交渉	第一次ヘイグ平和会議	サモアに関する条約	サモア問題	米西戦争

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

ロンドンにおけるカイゼル

同盟交渉の続行

ドイツ側の胸算用

ホルシュタインとビューロウ

交渉の停頓

ランズダウンの新規まき直しの試み

ドイツの条件

メッテルニッヒの意見

ホルシュタインの意見

交渉再び停頓す

ホムブルクにおける両元首の会見

交渉の決定的休止

ドイツの態度の理由

イギリスの申し出に誠意ありしか

イギリスの政策の動機の推測

ドイツの誤算

## 第八章　日英同盟より英仏協商まで

ドイツとロシア

日英同盟

ロシアの同盟申し込み

一九〇二年の三国同盟更新

トリポリとイタリー

モロッコ

ドイツ対イギリスの関係

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

時局に対するビューロウの判断  
危険な事態  
マセドニアの不穏  
オーストリアの態度  
ミュルツシュテークの協定  
ドイツとロシア  
日露戦争の勃発  
日露戦争に対するドイツの態度  
英仏協商  
ドイツの政策の回顧

## 第九章 モロッコ、日露講和およびビュールコ

モロッコ  
フランス・スペイン条約  
極東におけるロシアの敗衄  
日露戦争とドイツの態度  
ドイツとロシアとの同盟交渉  
イギリスとドイツとの疎隔  
ドイツとモロッコ  
タンジュにおけるカイゼル  
カイゼル登場の効果  
ドイツのモロッコ政策の目標  
フランスの提議  
デルカッセの罷免  
会議の承認

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

会議のプログラムに関する交渉

ドイツのモロッコ政策の動機

日露講和の努力

ドイツ、アメリカ共同の平和仲介

ビエールコ条約

ビューロウ骸骨を乞う

ボーフマスの和議

ヴィッテのカイゼル謁見

ロシア二の足を踏む

ビエールコ条約の解消

ドイツの政策の動機

## 第十章 アルジエシラス会議、ロシアの協商加盟

日露戦争の意義

ロシアの政策の転換

アルジエシラス

列強の合縱連衡

会議の経過

会議の結果

ホルシュタインの罷免

ドイツとイギリス

イギリスとモロッコ問題

ドイツの万ーの制覇に対するイギリスの憂慮

イギリスとロシアとの接近

ドイツの不安

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日本およびイギリスとロシアとの諸条約  
ドイツの包囲

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

第一次世界大戦への外交史2

建艦競争からバルカン戦争と開戦まで

## 第十一章 ドレッズドノート 建艦競争

協商が果たしてなお一層強固となるかどうか、そしてドイツと世界平和とに對して脅威的態度を保つか否かは一にドイツ対イギリスの關係の向後の發展如何にかかるていた。イギリスがアルザス・ロレーヌの奪回のためにフランスに対して、もしくは海峡とバルカン半島との支配權の獲得のためにロシアに対して援助を与えるであろうと無造作に想定することはできなかつた。由來、貿易の繁榮に対する根本條件をなすものは平和であつた。したがつていやしくもそれが自己の損害なしに可能である限り、イギリスにおいてはひとり政府のみならず民衆の総意もまた常に平和維持の政策をねがつた。それ故にドイツの政策が決してイギリスの利益と抵格しないようにならば、万一列国の間に葛藤を生じた場合、イギリス政府がその親交諸国に対して留男の役を買って出ることは必ずしも期待し得ないことはなかつた。

ところで英独の間には死活的意義を有する嚴肅な争点といふほどのものがあるとも思われなかつた。エドワード七世が一九〇六年の夏カイゼルに語つたことは正当であった。王いわく、両国との間には個々の目的物についての争いは絶無であつて、單に一般的の競争があるに過ぎないと。両国が衝突する恐れのある植民地地域は到る処明確に境界が確定されてゐた。ザンジバルの占有、鯨湾、トーゴーにおけるヴォルタ河三角洲に対するドイツの願望は時々姿を現わさないではないが、しかしそれは全政策の衝突する理由となるには余りに些々たるものであつた。唯一のやや大なる争点はバグダッド鉄道のペルシヤ湾頭に至るまでの延長であつて、イギリスはこれを好まなかつた。なるほど新たに生じた南阿連邦にとつてはドイツの南西アフリカ植民地が、またオーストラリア人にとってはドイツの南洋領土が邪魔であつた。

さらにドイツ領東アフリカの存在が、喜望峰からカイロに至るまで一貫するイギリス領土の建設とインド洋の沿岸地方に対する大ブリテンの完全な支配を妨害したことは争われない。これらの事実はイギリスの帝国主義者にとってドイツの植民地を彼らの行く手をはばむ障害物と感ずる一つの理由であった。しかしながらこれらの地域を占有する必要は決してそれほど重大ではなかった。したがってこの思想の代表者といえども、決してこれを理由としてドイツとの間に乾坤一擲の戦争によつて決着をつけることを眞面目に考えるほど、しかし絶対にイギリスの世論の支持を確信することができなかつたのである。

### ドイツ対イギリスの経済競争

もちろん経済的分野においてこの二つの大なるゲルマン民族の間における競争が最近数十年の間に著しく尖鋭化していたことは争われない。ドイツの工業は世界のあらゆる国においてイギリスの工業との競争に見事に勝ちを制した。そして後者の多年の市場を奪つたことが少なくなかつた。ドイツの貿易高はイギリスのそれに比して著しく急速に膨張し、ドイツの海運は世界交通においてイギリスと覇を争つた。ハンブルクの港は次第に島帝国の大港埠を追い抜いた。ドイツの競争によつて呼び起された不快感はたしかに、海峡の彼岸における民衆の気分にとって軽からざる一因子であつた。特に彼らはそれをもつて單に一時的偶然事象とみなすことを得ず、幾多の深い原因に基づく永続的現象に直面するものであることを覚悟しただけに一層であつた。ドイツ人はイギリス人よりも多く、かつ低賃金で働いた。彼は万事を強靱なエネルギーと、組織的な工夫と、つとめてやまないドイツ科学の研究成果に基づく技術の完全な利用とをもつて拮据經營した。イギリスはその富とスポーツ、および豊かな有閑時間と有する高度の生活ぶりとのうちに既にやや遊惰に流れはじめていた。そして彼よりも遅れて競争に加わった隣邦ドイツ民族の勤勉な活動によつて、既往十年の間、前代未聞の有利な世界情勢の保護の下に獲得した優先的地位の占有と享受とが脅威されることを感じた。それ故にイギリスにおいて、海軍の優勢がよくこれをなすに堪える間にいち早くこの邪魔な競争者を叩きつけるべしとの声が時につけ折に触れて高まつたことは毫も異とするに足りない。

しかしながら、かくの如き声によつてイギリス国民の総意を、いわんやその政治的指導者の意図を忖度することは、とんでもない間違いである。一方、ドイツの競争が増加するとともに、両国民の経済生活の交錯はますます緻密を加えた。ドイツはイギリスの最大の荷主にしてかつ最大の買手であつた。ドイツ人とイギリス人とが共同して働いたこともまれではなかつた。両者は互いに相手の能力と業績とに対する尊敬の感情を抱いていた。さらにイギリスにおいては、いやしくも経済生活においては完全な自由競争と「フェア・プレー」とがなければならないという感情が深く根ざしていて、若干の人びとかよが強盗的野武士的欲望で人心を風靡しようとしてもなかなか動かなかつた。イギリスの巨大な財閥および貿易業者筋からベルリンに達した情報は、「シティ」（“City”——ロンドン財界および事業界の本拠）の最も有力な筋がことごとくドイツとの戦争を欲していないということに一致していた。けだし彼らはかかる戦争の結果が到底確実な利益を予期し得ないほどに彼ら自身の経済生活にとって見通しが困難であると考えていたからである。現にドイツの競争に対する最も簡単にして最も自然な防禦手段、すなわち保護関税の実施すら、それが完全な貿易の自由という伝統の原則に反し、民衆の生計を高価ならしめる恐れありとの理由でイギリス国民の間において強い抵抗に逢着したこととは人の知るが如くであつた。要するにイギリスにおいては何ひとつことくこの迷惑な競争者の存在に慣れてしまつた。そしてこれを遇するに自然の成行をもつてしたのである。

吾人はイギリスが大戦の勃発以後は経済戦争にも全力を尽し、講和条件によつてドイツを永久に経済的に手も足も出ないよう縛りつけることに腐心した事実からして、これが大戦の本来の原因であり真の目標であつたという結論をしてはならない。この結論の誤つていることはなお反対側の常套的結論、すなわち大戦中ドイツにおいて多くの声が領土拡張もしくは少なくとも近接地域の政治的支配を要求したことを見て、領土侵略の願望こそドイツ側の戦争目的であつたとする結論の誤れるが如くである。いったん戦争に立ち到つた以上、交戦国のいずれもが勝利の場合に制し得るあらゆる利益を獲得して遺漏なからんとするのは当然至極である。さらばとて当初からこの利益を目的として戦争を始めようとの底意であったということはできないであろう。

## イギリスの政策の動機

一九〇二年以来のドイツに対するイギリスの政策転換の原因は吾人の既に述べたごとくである。イギリスはヨーロッパの均衡が隣接諸邦に対するドイツの軍事的優勢によって脅かされると思い込んだ。特にカイゼルの突飛な政策に対して信頼を有せず、カイゼルをもつてドイツの政策の唯一の決定的因素としたときに一層この脅威を感じることが多かつた。イギリスはイギリスと露仏との間の尖鋭な植民政策的反目の存続に当たつて、ドイツがこの両集団の間に介在して、多年イギリス自身が占めていた、そして自國のためにこれが回復を努めつつあつた仲裁者たる地位を主張することを快しとしなかつた。ドイツとの同盟の試みが蹉跌した後、イギリスはこの状態から脱出せんがためにフランスとの了解を求めることに着手した。そして一九〇四年首尾よくこの念願を達した。さらにイギリスは日本とも最も密接な関係を結んだ。そして幾多の難関にかかわらず極東におけるロシアの敗衄の後にはロシアともある程度の和解に到達した。これとともに、ドイツはイギリスにとって厄介至極なその中間地位から追い出されてしまった。

もちろんイギリスもまた再びその年来の支配的地位に立ち戻らずに係争当事者となり、かつ爾来その地位に終止するに至つた。ここにおいて他日、四国同盟と三国同盟との間ににおける世界の真実なる仲裁者の地位が、これらの抗争反目の外に超然たる唯一の世界的強国、アメリカ合衆国に帰する可能性が出てきた。

かくして世界の形勢はイギリスにとって十分満足すべきものではなかつた。もしイギリスがフランスとロシアとに対する反目を一掃した後、再びこの両国に対して中立的態度をとり、かつ同様に友好的な、しかしながら自由な立場をドイツとドイツの与国に対してとることができたならば、イギリスはたしかに東半球における旧来の仲裁者の地位を取り返し得たにちがいない。思うにイギリスの指導者たちの眞意もまたここにあつたのであろう。しかるにこの意図はドイツのモロッコ政策のために妨げられた。ドイツのモロッコ政策はイギリスを強制してフランスの肩を持つことを余儀なくさせた。そしてこれはイギリスが実際に義務を受諾した唯一無二の場合であつた。イギリスはさらにはビエールコ条約、すなわちイギリスを相手に廻して大陸五強を糾合せんとしたドイツの試みをもつてイギリスに対する敵意と感じた。す

なむちイギリスが露仏同盟と深い関係を結ぶにいたつたことは、イギリスがその永続を利益と認めなかつた一定の世界情勢の結果である如く見える。むしろイギリスの政策は外面的障害のために押しつけられていた撃条の力をもつて、この障害すなむちドイツが反イギリスの政策を固執するものであるという信念が消滅すると同時に、昔ながらの自然の中間地位にはね返るべきはづであつた。協商が単に一時的形態に止まるべきか、はたまた永続的な勢力団結となるべきかは、如上の情勢に関する限りにおいてドイツの態度如何にかかるていた。

しかしながらそこにはなお別個の因子が働いていた。イギリスは露仏同盟に接近しはじめると同時に、ドイツとの敵対的衝突の可能性をこれまでよりは一層真剣に考慮しなければならなかつた。これまで真に厳肅な、戦争にまで訴えて争わなければならぬほどの紛糾は存在しなかつた。なるほど一八九六年中には無意味なドイツのボーア政策が一瞬の間、衝突の危険を燃えあがらせたことは争われない。しかしながらイギリスにおいては何びともこれをあまり眞面目には受け取らなかつた。そしてボーア戦争中のドイツの態度によつて償われたものとみなしていた。しかしながら既にフランスとは完全な和解に到達し、ロシアが日本のために窮地に追い詰められて身動きもできないことを見て取つたとき、イギリスが事によつては武力をもつて紛糾の解決を図らなければならない羽目に陥ることあるべき唯一の相手としてはドイツが残つているのみであつた。そこでイギリスは、万ーかかる場合の生じたとき果たしてこれに応ずるだけの備えがあるか否かという問題を自ら考え始めたのである。

### イギリス艦隊の強化

そしてイギリスはかかる備えがないという結論に達した。イギリス艦隊の本国をかけはなれた大部分は極東においてはロシアとフランスに対し、地中海にあつてはフランスに対して集中されていた。海峡艦隊は劣勢いうに足らず、北海においては武装はしているが足溜りもない数隻が浮かんでいるに過ぎなかつた。ドイツの艦隊は近年著しく強大を加えた。キール運河は竣工し、ヘリゴランドは嚴重に武装された。あらゆる偶発事に備えるためには北海における戦闘力を強化することが焦眉の急と考へられた。

一九〇三年から一九〇六年にいたるまでのイギリス艦隊の編成変えと強化は、一にこの情勢に対応せんとするものであった。地中海ならびに極東からイギリスは艦隊の一部を引き上げた。仲好しのフランスと無害なロシアとに対して軍艦を用意する必要がなかった。海峡艦隊は著しく勢力を増し、そして北海には新たな本国艦隊が配備され、スコットランドのロシス Rosyth 港は武装した艦隊の根拠地として完成された。バルフォアは一九〇五年初めに、これによつてイギリスは戦争勃発の最初の二十四時間に対する戦闘力を三倍にしたと公言した。

かくしてイギリスの海上戦闘力の配置は、その戦線を明らかにドイツに對して張つてることについては秋毫も疑いを容れなかつた。イギリスの措置が単に防禦に資することを目的としたものであるか、あるいはささらに攻撃の準備にも役立たしめる底意に出でたものであるかは、當時既に激しく論争された。いずれにもせよイギリスがいまやドイツを可能の、もしくは必至の敵とみなしたことは蔽うべくもなかつた。

同時にイギリスが現在の対抗力の種類と強度とを仔細に吟味しはじめたことは当然である。これまで彼らは、ドイツ戦闘艦隊の建造をもつてカイゼルの無邪氣な遊戯と見ていた。一九〇〇年の艦隊建造法すら平然として受け入れられた。同法案の中に規定された予定の状態に達することは、たしかに前途遼遠であつた。多くの人は技術的ならびに財政的困難が建造計画の完全な遂行を妨げるかも知れないと考えていた。しかしながら、なかんずく最もイギリスを安心せしめたことは、當時ドイツがなおボーア戦争事件の昂奮にかかわらず、依然として政治的友邦、さらに進んで可能な同盟国と認められていたことである。一九〇〇年の同盟交渉當時、イギリス側からしてはドイツの艦隊建造を快しとしない、もしくはこれを制限してもらいたいというが如き意向は素振りにも現わされなかつた。

しかるに一九〇二年以後、イギリスは少しくものの見方を変えはじめた。エドワード王が一九〇四年キールに來訪のときカイゼルは不用意にも當時完成していた限りのドイツ艦隊全部をエドワード王の親間に供した。彼はこれをもつて威容を見せびらかそうと欲したに過ぎなかつた。しかもその得たところは、王がこの艦隊は有事の日にこれまで世人が信じていたよりも遥かに危険であり得るという印象を受けたことであつた。吾人は既に「ドイツ禍」の合言葉が次第にイギリスに流布したことを見た。いまやイギリス艦隊の増加を叫ぶ一層強い煽動がはじまつた。民衆と議会とを動かさ

んがために、ドイツ艦隊のイギリス海岸襲撃の危険という、おそらくは一人として眞面目日に信じなかつた杞憂が利用された。しかし決定的な政策転向はなお現われるにいたらなかつた。

### ドレッドノート

一般国民生活の面と同様に海軍の発展もまた技術の進歩によって著しく影響された。一層強力な武装と大速力とを有する新しい艦型が絶えず建造され、古い艦艇はますます速やかに老朽化した。一九〇六年二月十日イギリスにおいて「ドレッドノート」が進水した。これ実にその噸数と戦闘力とにおいて既存のあらゆるものを遙かに凌駕した新型第一艦であつた。その目的はかかる堅艦の一群の建造によつてイギリス海軍の優勢を万代不易ならしめるにあつた。ひとり異とすべきはイギリスが、他の海軍国もまた即座にこの例にならうであろう、そしてその暁にはこれら海軍国はこの種の軍艦を頻々として建造するに相違なく、したがつてこの巨大な戦艦に関するイギリスの絶対的優勢は到底これを維持することができないか、しからざるまで、これがために莫大な費用を要するであろうことに想到しなかつたことである。ただ、もしイギリスがこれに想到したとしてもドイツに關しては二個の理由によつて自ら慰めたと考えられる。すなわち一九〇〇年の海軍法によつて数年間に支出される予定経費をもつてしては到底既に協賛された軍艦の代わりに、これと同数の遙かに高価なドレッドノートを造るに足らないこと、ならびにキール運河の水深はこの種の巨艦の通航を許さず、したがつて北海およびバルチック海における全艦隊の行動性がことごとく失われ去るであろうこと、これであつた。

新型戦艦が建造されたとき、あだかもイギリスにおいては從来常に海軍拡張を排撃していた自由党の天下となつた。実際キャンベル・バンナーマンは一九〇六年七月、列強もまた風を望んでその例に追随するであろうという期待をもつて次年度に對する予定建艦計画の著しい削減を提案した。翌年（一九〇七）には保守黨の猛烈な反対を押し切つて建艦速度の緩和を命令した。これについては自由党の古い伝統と、第二次ヘイグ平和会議において一般的軍備縮小が協定されるであろうという希望とが与つて力あつたことは疑ひを容れない。しかも吾人は艦隊建造の一般的制限があだかもこ

の瞬間に断行されることが、イギリスにとり大なる政治的益であったことの事実を看過してはならない。なんとなれば古い艦艇の優勢は依然として動かず、新しいドレッドノート型戦艦の建造が緩慢であればあるほど、イギリスにとっては列強より一足先にこれを建造した約二カ年間の先き駆けの利益が一層確実に一層長く保有されることになるからである。

### ドイツの新艦隊建造法案

ドイツでは、この新たな形勢の下にあつてなお一九〇〇年の艦隊建造法の旧套に甘んじ得るか否かの問題が抬頭した。たとえドイツがその艦隊を提げて英帝国を襲わんと欲し、もしくは襲い得るというイギリス人の危惧は全然荒唐無稽であつたとしても、なおかつドイツの戦闘艦隊が当初からイギリスに対する——よしや防禦手段であるにもせよ——一個の戦闘手段として考えられていたことはついにこれを否むことができない。

ドイツが海軍力の欠乏によつてイギリスとの葛藤の可能性を回避しなければならなかつたすべての場合——一八九四年のジェイムソン遠征、一八九九年のサモア問題、ないしボートア戦争および日露戦争中の小ぜり合い——が、カイゼルおよびドイツ海軍首脳部において、わが艦隊が向後またイギリスから「無視し得る微力」と多寡マダマタをくくられるこのない程度にまで何としてもこれを拡大しなければならないという信念を固からしめた。ことに一九〇五年のモロッコ事件以来、イギリスを相手の海戦の可能性が、吾人の毛頭願わざるに拘わらず、今にも出現するかの如く見えた。ドイツはこれに対して備を固める義務ありと感じた。

一九〇六年五月、ドイツ帝国議会はフォン・ティルピツVon Tirpitz提督の提案した艦隊建造法の追加法を可決した。これによつて建艦計画は一九一七年までに、先に一九〇〇年中に着手された六隻の大巡洋艦の外に、新戦艦の建造に際しては艦型を拡大し武装を強化すべきことが規定された。實際において技術の進歩に伴わない旧型の軍艦を建造することは意味をなさなかつたであろう。これによつてドイツもまたドレッドノートを造らなければならぬという原則が認められ、そしてこれに必要な資金が準備された。同様にキール運河の拡張に対する経費もまた可決された。加うるに一

九〇七年十一月提案され一九〇八年にいたって協賛された他の法律によつて艦齡を二十五年から二十年へと低下した。この低下は予定経費の直接増加を意味するものではなかつたが、来るべき数年間の建艦を促進するものであつた。けだしこれによつて若干の軍艦が当初よりも速やかに補充されることになつたが故である。

これらの法律の実施は、世論の共鳴と議会の多数を得んがために猛烈な宣伝を必要とした。その際いうまでもなく、常に可能の敵国としてほのめかされたものはイギリスであり、一般にドイツの海軍力の全問題がながく天下の論議の中心となつた。先に一九〇四年秋、ベルンストルフ伯が「艦隊はこれを隠れたる、しかしながら欠くべからざる宝物として愛護し、イギリス人をしてなるべくこれを見聞せしめざることを要す」<sup>(2)</sup>という実際的進言を試みたが、いまや現実の必要に迫られてかかる態度は全然不可能となつた。すべての宣伝はその効果をあげるために誇張を敢えてする。イギリス人はこうした公然たる論議によつて常にドイツ艦隊の頗著な拡張に注意を向けた。彼らは海上における優勢を失うことをなしに、かつて決定した緩慢な建艦率のまままでいられるかどうかという問題に逢着した。

### イギリスの危惧

イギリスの海軍省は、ドレッドノートの出現によつて、向後、戦闘艦隊の力はもっぱらドレッドノートの隻数によつて計算されるほどに旧型の戦艦の価値は低落したと見ていた。果たしてこれが現実に剝切であつたか否かは海軍技術の専門家がこれを批判するであろう。とにかくこれが当時のイギリス首脳部の意見であつた。このことからして次の形勢が生じた。すなわち、もしドイツが一九〇八年から一九一〇年までの間に予定のごとく毎年四隻の大戦艦を建造しその後に至つてこの数は一九一一年ないし一九一七年の間に二隻<sup>(3)</sup>に低下された——、これに反してイギリスは既存のものに加えるに一九〇八年には僅かに二隻（もしくはヘイグにおいて軍備縮小が決議されないならば三隻）をもつてするにとどまり、以後同一速度をもつて建造を続けるとしたならば、三年後におけるドレッドノートの隻数の比率はものはや優位を保ちえないものとなるであらうということである。なるほどイギリスは旧型戦艦、小巡洋艦、水雷艇その他においてなお著しい優勢を保有するに違いない。しかもこれら的一切はすでに述べたがごとくイギリス海軍省がなんら

の決定的因素と認めないものであった。アドミラルティはただ近代的戦艦の比率のみを問題とした。

この形勢をみて苦々しく感じたものはイギリス人自身であった。彼らがこれ見よがしに造り出したドレッドノート型が却つて旧来の動かざる優勢を失う種となつた。そしていまや大艦の建造において比較的に僅少な優勢をもつて他国との競争に参加しなければならなくなつた。これらの事態に鑑みて彼らを不安ならしめたものは、友好的なフランスや日本、ないし遠いアメリカの艦隊ではなく、彼らの海岸の眼と鼻の先にうずくまつているドイツの艦隊であった。とくに彼らはドイツをもつて、いすれ遠からざるうちに干戈相交みゆることあるべしと考えうる唯一の国と認めていたから、なおさらであつた。しかるに、いすれの国が敵となるにもせよ、二国標準の海上優越力を維持することはイギリスの朝野にとつて自明の原則であったから、この場合、イギリス人にとって考えうる解決はただ二つあるのみであった。すなわちドイツがその建艦計画を制限するか、しからざればイギリスがその必要と考えるドレッドノートの優勢を将来においても確保するごとくその建艦計画を思いきつて拡大するか、二者その一に出でなければならなかつた。自由党政権としては、もとより第一の場合が遙かに好ましかつたに違ひない。かくすれば自由党政権はその古い伝統をかなぐり捨てて、新たに大なる増税要求を提げて議会に臨む必要がなかつたからである。しかも自由党政権は、もし第一の条件がいよいよ達成されないとなれば、当然第二の条件を選ばなければならぬことを十二分に承知していた。何となればその宿敵保守党は、政府に対して極度に危険な攻撃を開始せんがため、虎視眈々としてこの問題に対する政府のなまぬるい政策を注視していたからである。これらの胸算用からしてカイゼルを動かし、ドイツの艦隊建造計画を制限せしめんとするイギリス政府の試みが日増しに強くなつたのである。

これより先、すでに一九〇六年八月中のカイゼルとエドワード王との会見の際、この問題にわずかに触れた。しかししながらカイゼルはドイツが、攻撃の武器を有せんがためではなく、たんに一朝有事の場合に自己の利益を擁護せんがために、一旦法律によつて確定されたこの計画を捨て得ない旨を断乎として明言した。しかのみならずカイゼルは不用意にも、イギリスが永久に二国標準を主張することはおぼつかないと思うと付け加えた。少しく遅れてフォン・ティルピツ提督はイギリス大使館付海軍武官に向かつて、彼が一九〇六年の艦隊建造法変更の際に、同法案が現に規定したご

とく二倍の艦数を要求しなかつた事実を挙げて、ドイツの平和的意図を証明しようと努めた。<sup>(3)</sup> しかしながら彼はこれによつてたいして相手を動かすことができなかつたであろう。さらにイギリス側はドイツに対する予防戦争説の熱心な主張者たる海軍大臣サー・ジョン・フィッシャーとティルピツとの会見を提唱し、ドイツ宰相はこれに賛成であつたに拘わらず、いかなる理由によつてか、ついに実現しなかつた。

### 第一次ヘイグ平和會議

イギリスは当分のあいだこれ以上の直接交渉を差し控えていた。それはすでに述べたごとく、彼らが第一次ヘイグ平和會議に一縷の希望を繋いでいたからであつた。同會議はすでに一九〇六年春ツアールによつて提議されたものであつたが、その後に至り当時すでに招集されていた汎アメリカ會議の形勢を觀望せんがため一九〇七年夏まで延期されたのである。ロシアの計画は主として一八九九年に議決された仲裁裁判手続きの改善ならびに海上および陸上の戦争法規に関する精確な規定作製を目的としていた。しかしながらイギリスとアメリカとは一般的軍備撤廃の問題を協議事項の中に加えんことを要求した。カイゼルは当初から、もし軍備撤廃の問題が議題から除かれないとならば断然會議に対しても代表を派遣しないという決心であつた。カイゼルはこの意をエドワード王に洩らし、王はその動機を了解した。イギリス陸相ホルデーン Haldane の見るところもまた、恐らくこの會議からしては實際的成果を生じないであろうし、彼はこの問題においてドイツとの間に尖鋭な意見の相違が万一にもあからさまに現われることのないよう尽力するであろうとういうにあつた。しかのみならず會議の開催に先だち、あらかじめ海戦に関する技術問題に関して両国の間に協定を遂げておこうということすら申し合わされた。<sup>(6)</sup> かくてドイツは一九〇七年二月に至り、軍備撤廃と強制的仲裁裁判の問題が平和會議のプログラムに採り入れられることを正式に拒否した。イギリス外相グレイはこれに対してすこぶる平らかな眼鏡でありイギリスの世論は軍事費の低下を切望している、もし協定がドイツの横槍のために蹉跌するならば、彼は議会に向かつてその理由を明らかにぶちまけなければならぬ旨を告げた。ベルリン側はこれをもつてドイツの海軍力

を押さえつけようとするイギリスの底意であるとし、またアメリカ大統領ローズヴェルトをしてこのイギリスの提議がもっぱらドイツを当面の相手とするものであることを了解せしめんと努めた<sup>(7)</sup>。ツアールもまた会議の成果に関しては懷疑的であった。イズヴァルスキーも同断であった。ただ彼はこの際むしろおちついてイギリスが会議においてその提議を試みるにまかせ、いよいよこれが提出された場合に「第一級の葬儀」をこれに対して準備する方が一層賢明ではなからうかと考慮すると進言した。イタリーとフランスもまた同一の意見をもつていた。メッテルニッヒ伯もまた吾人が「なんらやむをえざる理由なく冒頭から無下に討議を拒否することによって、各国民にとつての戦費負担の存続の憎しみを己が身一つに」引き受けることのないように、イズヴァルスキーの措置に賛同すべきことを切言した<sup>(8)</sup>。ビューロウは全然この意見に賛成した。しかも彼は、外務省における法律顧問部の首班としてこの問題における決定的地位を頑として守っていた枢密顧問官クリーゲ Geheimrat Krieger の勢力におめおめと屈服した。かくしてドイツはこの問題に関する討議を拒否することに終始した。ペテルスブルク駐劄のドイツ、オーストリア両国の大使、シェーンとベルヒトルトとはツアールに親謁を乞い、ツアールが会議のプログラムを「一切拡大することのないよう」との両国元首の希望を披瀝した<sup>(9)</sup>。イズヴァルスキーはこの措置をもつて多大なる個人的侮辱を感じた。シェーン大使の説によれば、この見栄坊は本件において大向う受けの成功を期待していた。それゆえに、ドイツとオーストリアとの態度によつて折角の見込みが破壊されたとき、彼は殆んど泣き出さんばかりであった。シェーンは即座に、イズヴァルスキーが将来ドイツの希望に対しても耳を藉すことが少なくなるであろうと見てとつた。ツアールもまた素氣ない拒絕を不可能と考えていた。結局イギリスは、その発議を要約して、イギリス自身が軍備制限の問題を討議に持ち出すべき権利を留保するという形式をとつた。ドイツおよびオーストリアは、この問題がたとえこれを審議しても何ら実質的結果を生じ得ざるべき問題であることを思ひ、したがつてその審議に参加しないであろうと答えた。ロシアはツアールの命令にもとづき、やや細心なる形式においてこの留保に賛同した<sup>(10)</sup>。

この軍備制限の問題においてドイツは少なくともオーストリアとロシアとを一味徒党とすることを得たるが如く見えたに反し、強制的仲裁裁判の問題においてはドイツの代表者はついに孤立を避けることに成功しなかつた。元来この提

案はいわゆる「名譽条項」——これによつて各国はその見解により一国の死活的利益、独立もしくは国家の名譽が危殆に瀕する場合には仲裁裁判の応訴を拒絶することができる——の挿入によつて、ならびに強制的手続を法律的争点、なからんずく現存諸条約の解釈に局限することによつて、たとえこれを承認するとしても何ら重大な危険を生ずるおそれのないはずのものであつた。それにもかかわらずドイツ代表者は単にオーストリアと若干の小国との支持をうけて反対投票を敢えてした。そしてこれに関する国際的一致を水泡に帰せしめた。首席全権フォン・マルシャルは一介の老法学者として明らかに枢密顧問官クリーチの形式的な法律家的懸念のために完全に囚われていた。ベルリンでは何よりもこの問題に対する十分な関心をもたず、またドイツのかかる態度により全世界の切望する平和事業を失敗せしめたという憎悪を引き受けるにいたるべきことを認識するに足る識見を有しなかつた。イギリスもまた明らかに二の足を踏んでいたのである。しかしながらこの二の足はエドワード王の個人的友人であつた賢明なポルトガル公使ソヴェラール侯Marquis de Soveralの苦心によつて取り除かれたもの如くであつた。もしロンドンにおいて、ドイツがこの事件をあくまでもうやむやに葬り去らんとする決心を固めていることが知られなかつたならば、おそらくイギリスはこれに同意しなかつたに違ひない。しかるにドイツの量見が判つた以上イギリスは何の苦労もなしに憎まれ役をドイツのみに押しつけることができた。<sup>(1)</sup>三国同盟國の中の主だつた二国はかくして孤立無援のまま全世界の世論を相手に廻し、彼らの敵に批判攻撃の材料を与えるにいたつた。當時提案された制度をそのまま受諾することが将来において戦争を防止するに役立つたであろうと信じ得るものは、政治的の赤ん坊のほかにはない。しかももしドイツがあの場合に同意を与えたならば、ドイツの平和的意図に対する幾多の猜疑を除き、その後もまた讒諑的宣伝を困難ならしめたことは疑いを容れない。

ドイツの艦隊武装の掣肘をヘイグ會議の迂回路によつて達成せんとしたイギリスの胸算用があえなくはずれた以上、そこに残るものは、ドイツに対する直接交渉の途のみであつた。しかしながらイギリスはなおこの途を辿ることを躊躇した。一九〇七年八月中のエドワード王のウイルヘルムスヘーツ訪問の際にも、同年十一月九日から十二月十二日にいたるカイゼルのイギリス滞在の間にも、海軍問題が公式に話題に上つたことはなかつた。ただ、双方が一般的形勢の商

議によつて相互の関係を改善しようと努力したことは争われない。ドイツの政治家は彼らがモロッコにおけるフランスの行動を決して真剣に防遏する意思を有しなかつたという慰安的声明を与え、イギリス側はドイツに対する一切の敵対意思を打ち消した。また両者はバグダッド鉄道に関する協定を行なう可能性を仔細に考量した。ドイツ側からは、イギリスの資本が全企業に参与し、ペルシヤ湾に到る最後の線区をドイツおよびイギリスが共同に施工すべきことを申し出た。グレイ外相はこれを以て健全な基礎であると認めた。ただ、フランスおよびロシアをも向後の協議に招請すべきことを要求した。しかるにドイツ側は、そくなつては常に協商側三国のために抑えられることを恐れたがため、この評定はついに何ら具体的な結果を生まなかつた。<sup>(12)</sup>

### トウイードマス卿に宛てたカイゼル 親簡

しかるに一九〇七年のドイツ海軍法案に付属した一九一七年までの建艦計画一覧表を見るに及んで、イギリスの閣僚は初めて事態の容易ならざることを痛切に意識した。一九〇八年春の議会においてイギリスの急進党が海軍予算の削減を要求したとき、保守党の陣営からは、ドイツの軍備拡張に鑑みてイギリス海軍の拡張が必要であるという声が揚がつた。これより先き、既に最近のイギリス滯在中、イギリスの海軍専門家連中の幾多の私的会談において大いに彼らを安心させようと努力したカイゼルは、宰相には内密に「親書を裁して時のイギリス海相トウイードマス卿 Lord Tweedmouth に送り、あらためてドイツの心底を強調することが賢明であると考えた。二月十六日付親簡の要旨は次のとおりであつた。ドイツは毛頭イギリスの海上における優勢を危くしようという意向はもたない。ドイツの新海軍法は決して艦艇を増加せんとするのではなく、単に使用に堪えない旧艦を技術的に完全な価値を有する新艦に取り替えようとするものにすぎない。イギリスが自己の貿易と海上支配権とを擁護せんがために必要なりと信ずるだけの艦船を建造する争うべからざる権利を有するが如く、ドイツもまた同様な権利を有しなければならない。たとえイギリスが百隻の新艦を建造するとも、ドイツはその故を以て自己に必要以上の一隻をも造らうと欲しない。しかるに、これに反してイギリスは常に、もしドイツが建艦を増加するならばイギリスも遅れを取つてはならないと絶叫している。かかるこ

とは民衆をしてドイツを敵国とみなすことに慣れしめるやせんであり、これに類する反響を吾人の列伍の中からも生ぜしめずには止まざるべく、かくては世論が毒せられるのみである云々。カイゼルはさらに、イギリスの前海相フィッシュヤー卿の失脚がカイゼルの策動に基づくものであるとの主張に対してその全然無根なることを誓言し、そして次の如くに述べた。イギリスがその海軍の五倍の優勢を擁しつつ、なおかつドイツ畏るべしと主張することはほとんど噴飯事と称すべきである。カイゼル自身は華々しいイギリス艦隊を嘆美し、そのためにあらゆる成功を祝福するものであり、現に彼自身がその大将の栄位を有し、その旗が常にドイツの旗と同一の側に翻らんことを切望してやまない。さきに十一月中フィッシュヤー卿は不斷の煽動の危険に関して「もしイーヴが断え間なく林檎に眼をそそがなかつたならば、彼女は決してこれを食べなかつたであろう」と道破した。けだし至言と称すべきである。<sup>(13)</sup>

カイゼルのこうした見方はすこぶる幼稚素朴であった。いかんとなればドイツもまた、イギリスをしてあまりに大なる優勢を主張させないがために（その理由からしての）かくも多くの軍艦を必要と信じたからである。そしてイギリスにおいては、カイゼルもまた正当の権利ありと認めた海上支配権を維持するがためには、ドイツがその艦数を増加する場合、イギリスもまたその艦数をいちじるしく増加することが必要となるのである。いずれの国もその必要とするだけの軍艦を建造して、他国になす所を顧慮するに及ばないとする命題は、もしそれが本心に出るものであつたならば——そしてこの場合のカイゼルについてはこれを疑うことができない——、かかる重大問題に対する思考のはなはだしい混乱を示すものといわなければならぬ。大国の海上ならびに陸上における武装はいうまでもなく、すべての列強の武装の程度に対応する。けだし独自の必要とは、一切の攻撃に対してもよく自己を防衛するに足るだけ強力であるということに帰着するがゆえである。

## カイゼル親簡の効果

トウェィードマス卿は深くこの事件に立ち入ることなしに駭懾な返書を送り、その中で翌週中に議会に提出される手は

ずとなつてゐた一九〇八年ないし一九〇九年に對するイギリスの建艦提案をカイゼルに供覧した。

この往復に關しては種々な取り沙汰が世間に流布した。世人はカイゼルがイギリスの海軍予算を掣肘せんがために、けしからぬ方法をもつてトウェイードマス卿を動かさんとしたと主張した。議会でもこの事件が問題となつた。イギリス閣僚はこの書簡を内閲していたから議場では海相を庇護し、当面の文通は全然私的なるがゆえに、これを議会に提出することはできないと声明した。思うに當時ドイツ側からしてはその公表に對して何ら異存がなかつたであらう。しかし、ながらイギリスの当局は、トウェイードマス卿が艦隊予算の未だ議会に提示されない前にこれをドイツ皇帝に告げたことが知れ渡るならば、たちまち憤激の叫びが爆発することを恐れた。それは實際においてはなはだしく思慮を欠いた行為であつた。カイゼルから即座に親書の写しを送られたエドワード王は、いやしくも一国の君主が他国の一閣員に宛てて親書を送るという破天荒の措置に對する驚愕を禁することができなかつた。そしてカイゼルの千言万語もついに、ドイツがその艦隊を絶えず増加し、したがつてイギリスがこれに応じて自己の艦隊を増加しなければならないという事實を、世界の眼前から抹殺することができない旨を付言した。<sup>①</sup>

カイゼルの親書は、例によつて例のごときカイゼル一流のすこぶる善意に出でた、しかしながら調子はずれな、そしてその効果を完全にはき違えた行動の一に外ならなかつた。

イギリス下院においては三月二日アスキス Asquith が、イギリスの興廢は海上支配権にかかつて存する、列強のいかなる連合に対してもこれを擁護しなければならないと声明した。他方、蔵相ロイド・ジョージは三月二十六日、イギリス自身もまた軍備競争について責めを免れないこと、ならびにイギリスの措置がドイツにおいて攻撃の疑惧をよび起ことことを告白した。さらに海相マッケンナ McKenna (トウェイードマス卿後任者) は七月十三日、イギリスの現在の海軍が十分であつて、一九一年末にはドイツの九隻に対するイギリスの十二隻のドレッドノートを見るに至るべく、優にイギリスの安全を保障するに足る旨を述べた。これに反して、元帥ロバート卿 Lord Robert はドイツの入寇を可能であると宣言した。

メッテルニッヒ伯はイギリスがドイツ艦隊を畏れるのはその実力の故であり、万一北海における海戦に敗れることが

あるならば、それはイギリスの海上支配の最期を意味するとして内心覗々たるものがあるということを説いて倦むことを知らなかつた。彼の見るところは、イギリスはドイツをもつて同盟の相手とするにはすでにあまりに強くなつたとみなし、もし同盟するならばかえつてドイツの掣肘顧使に甘んじなければならない羽目に陥ることを畏れているというがあつた。しかしにカイゼルはイギリスにかかる杞憂の無意味なことを納得せしめることが必ず可能であるという意見を固執し、イギリスはそのドレッドノート政策によって自縛自縛の不愉快な境地に陥つたもので、今ではすこぶる神経質になつてゐる、「彼らはわが艦隊を見慣れて気にかけないようにならなければならぬ」そしてドイツが決して彼らを目の敵にするものでないことを絶えず彼らに保証しなければならない」といつていた。<sup>(15)</sup>

### 建艦制限に関してイギリスさぐりを入れる

一九〇八年六月、ハンブルク・アメリカ汽船会社の重役バリーン Ballin がイギリス財界の巨頭の一人で、かつエドワード王の親友であったサー・アーネスト・カッセル Sir Ernest Cassel と会見した。カッセルは卒然としていい出した。エドワード王はドイツ海軍の急激な完成がイギリスの海上における勢力を脅かすものであるとあくまで思い詰めている。なるほど王はカイゼルの平和的意図については十分に信用している。しかしながら吾人は遠い将来のことをも考慮に入れなければならない。さらにカッセルは語をつづけた。イギリスの専門家の仲間ではドイツ艦隊の増加が実際においては公表に現われているものよりもはるかに大なるものであることを熟知している。ドイツ禍に対する憂慮が近來のエドワード王の協商政策全般に対する原動力であったと。そして彼は最後にほのめかした。イギリスとその与国とはいつかドイツに向かつて、ドイツがいつになつたらばその軍備の強大化を打ち切りにしようと考へてゐるのかという質問を提出することがないともかぎらないと。これに対してバリーインはカッセルに答えた。いま自分がここに判然と、かかる質問はとりもなおさず戦争であると断言して、貴下をして疑いを懷かしめないようにすることが自分の平和に対する大功績である。当年のファショダ事件を繰り返さんとするかかる試みに対してもドイツは全力を傾倒して抵抗するであろう<sup>(16)</sup>と。バリーインがカイゼルと宰相との見解が右のとおりであるということをかねて承知していたことは疑いを容れない。

六月二十五日付ビューロウの回牒においてもまた、次の如き原則が明言されていた。「吾人の国防力の制限を目的とする取り極めはいかなる事情の下にあるを問わず考慮の限りではない。吾人を促してかかる取り極めを行わしめんとする國は、この種の注文がドイツとの戦争を意味するものなることを牢記するを要する。」

### イギリスの再度のさぐり

これは単に私人同士の間の談話にすぎなかつたが、その後間もなく、イギリス外務次官のハーディング Hardinge はドイツ大使との会談を利用してカッセルと同様に、ドイツ艦隊の建造によつて喚起される疑惑について言及した。メッテルニッヒ伯が彼に向かつて、イギリスは何の苦もなくいつ何時たりともより多くの軍艦を造り、これによつてその優勢を主張することができるではないかと答えたとき、ハーディングはいつた。ドイツの計画が去年のように突然拡大されることが絶対にないという保証はない。なるほどドイツはその好むままにいかほど多くの軍艦たりともこれを建造する権利を有するに違ひない。しかしながらドイツの海岸は指呼の間にあり、イギリスの存亡はイギリスの海上における優越勢力にかかるつている。いかなる代価を払つてもこの優勢は維持しなければならない。もしこれがため必要となる負担が重い苦痛を感じしめるならば責めはドイツに帰しなければならないであろう。かかる負担を余儀なくせるものはドイツなるがゆえである。ドイツにおいては艦隊期成協会 (Der Flottenverein) が、単に海軍拡張賛成の気勢を作り出すことのみを目的として、イギリスはドイツを襲わんとする、という標語をふりかざして活動していると。これに対してもメッテルニッヒ伯が、イギリスはドレッドノートの創始によつて問題全部を変貌させ、新たな緊張を余儀なくさせたものであると指摘したとき、ハーディングは嘆息してこれを争わなかつた。曩日のフィッシャー卿の予防戦争 preventive war 云々の語をハーディングは乱暴な文句と評した。この会見においてハーディングは何ら確固たる提案を試みなかつた。

この会見に関するメッテルニッヒの報告書に書き入れたカイゼルの意見からして、カイゼル自身もまた、イギリスが今日明日といふほどではないとしても、ここ数年後には必ずドイツの海岸を襲うに違ひないと確信していたことを窺い得る。しかしながらカイゼルが衝突回避のために推薦した手段は世にも不思議なものであつた。カイゼルは書いた。

「最も簡単な解決は吾人と協商もしくは同盟を結ぶにあり、かくせば彼らはあらゆる憂慮を免るべし。吾人が善良なる盟友たることはオーストリアに対する吾人の関係がこれを示すが如し」云々と。彼はイギリスが露仏に款を通ずるに先だってドイツに向かい幾度かこの種の同盟を申し込んだことを忘却したものの如くであった。イギリスが他と新たな関係を結び、かつ相互の感情がしかく刺激された今となつては、同盟を眞面目に考えることは到底できぬ相談であつた。<sup>(1)</sup>

メッテルニッヒは反対党の最も有力な領袖の一人であつたバルフォアからもまた、ドイツがイギリスと乾坤一擲の決戦におよばんとする意図を有するという意見をきかされた。同時にバルフォアは断言した。イギリスは最も強度の挑戦を受けるにあらざれば決してドイツと干戈の中に相まみえることを敢えてしないであろう。もしドイツにしてイギリスに戦争を強要しないならば戦争は決して行なわれない。イギリスはドイツに対する恐怖をもつて満たされている。しながら毛頭攻撃の肚をもつていない。そしてこの恐怖は決してドイツの人口にも、もしくはドイツの経済的竞争にも、はたまた主として勢力均衡に対する憂慮にも基因するものではなく、もっぱらドイツの艦隊に基因するものである。メッテルニッヒのこの報告書にも同様にカイゼルは意見を書き込んだ。彼はもしイギリス人がドイツに対しても競争の嫉妬から彼らを襲わんとの疑心暗鬼を描いているならば、それは脳に火傷した痴呆であるといい、「吾人は決してかくの如く愚なることなかるべし。これ實にハラキリにほかならず。吾人の希う唯一のことは妨害を受けることなく吾人の貿易を拡張し得んがために、イギリス人から平和裡に放置せられるにあり」と書いた。<sup>(2)</sup>

さらに最も有力な二人の閣僚、グレイとロイド・ジョージもまた、ドイツ大使に向かつて同一の見解を披瀝した。彼らはいつた。両国の関係は建艦競争において互いにせりあつてゐるかぎり到底好転しない。強力な陸軍を背後に控える強力なドイツ艦隊はイギリスにとって眞実の危険であると。これに対してメッテルニッヒが、艦隊建造の制限を云々する前にまずイギリスは、その列国との協商がドイツを当の敵と目指すものであるというドイツ人の猜疑を除かなければならぬと酬いたとき、ロイド・ジョージはいつた。単に建艦の速度を遅緩するのみでも一切の政治的行動よりは人心の沈静に貢献するであろう。ドレッドノートの採用はたしかに失錯であつた。そしてイギリス側は新たな艦型の採用に

対する保証を与える用意がある。要するに相互の艦隊予算に関する隔意のない協議が公式の覚書交換よりも一層迅速に目的を達するであろう。ただし世間へは一切這般の消息を洩らしてはならないと。

すなわち、この方向における了解の希望はイギリス側から十分明瞭に、かつきわめて懇懃な形式において表現されたのであった。メッテルニッヒは報告につけ加えていった。自分の受けた印象によればイギリスが正式の提案を差し控えたのは、ひとえにイギリスが先日のパリーンの言の如く、これがための戦争の危険を恐れたからであつて、それ以外の理由はない。イギリスは最後通牒を突きつける所存もなく、はたまた威嚇的質問を発する意向ももたず、ただ一に和解によつて戦争の可能性を予防せんと欲するにすぎないと。そしてメッテルニッヒは、イギリス側の発表した希望について、少なくとも一応の評議を行なうぐらいのことは必ずしも不可能ではないと考へたがゆえに、彼はすべての可能性が杜絶されないような体裁を以て両相に応答した。

### カイゼルの峻拒

メッテルニッヒはもとよりカイゼルの見解を十分に承知していた。したがつて極めて用心深い言い廻しを用いたにかかわらず、この報告はなおはなはだしくカイゼルの逆鱗にふれた。カイゼルはイギリス両相の言を以て無礼千万となした。吾人は決して他人からわが軍備をいかにすべきかの指図を受けてはならない。かかる種類の正式提案などとはもつての外である。隠れた脅迫がその底に横たわっている。そしてイギリスはまずアメリカ、フランスおよび日本に対しても彼らの艦隊の削減を要求することを要する。イギリスは吾人が彼の戦争の叫び声によつて辟易するであろうと信ずればこそ、ひとりわがドイツに向かつてのみこうした注文を出したのである。大使がドイツは場合によつては軍備縮小の用意があるかも知れないとのめかしたことは越権至極の沙汰といわねばならない。これにより大使の脚下は危くなつたといきり立ち、「朕はドイツの艦隊の廃棄を代価としてイギリスとの親善を買うことを欲せず。もしイギリスがわが艦隊を縮小すべしと諷示し、吾人が唯々諾々としてこれに従うときにはみ恩恵の手を吾人に差し延べんとするならば、これ実にドイツ国民とその皇帝とに対する重大なる侮辱、わが大使によつて言下に峻拒さるべかりし侮辱を含んだ無限

の厚顔無恥なり。かくせば同一の権利をもつて露仏もまた吾人の陸上軍備の制限を要求することを得べし……本法は最後の一宇一句に至るまで実施して剩すところなきを要す。イギリスのこれを好むと好まざるとは問うところに非ず。彼らにして戦を欲せば、すべからくこれを開始すべし。吾人はこれを畏れず」と書き入れた。<sup>(19)</sup>

この書入れは當時カイゼルがその中に動いていた思想圈を最も明瞭に示すものである。彼は海軍の有力者の一味からこの情調において油をかけられていた。たしかにイギリスの申し出に対するこの解釈はきわめて偏狭であつた。海軍を相互に縮小するということは、ひとりドイツのみならずイギリスをも同様に一定の規範に束縛することである。この問題について隔意なく論議することにドイツに対するいかなる侮辱が潜んでいるか、全然理解に苦しむところである。現にこの評議はその後実際に、しかもカイゼル親臨の下に行なわれたのである。

その後ある機会にロイド・ジョージは再び説いた。もし建艦競争が継続するならば、緊張はいよいよその度を加え、衝突の危険を醸すであろう。のみならずイギリスはいつまでも形勢に応じてますます多く軍艦を造り、したがつて開きは常に同一に止まるがゆえに、ドイツは結局何ら得るところがないであろう。結果はイギリスにおける主戦派がますます勢いを得て、最後には海軍のみならずまた大陸軍の創設と一般的徴兵制度の実施とを強要するに至るであろうと。彼はさらに語を継いでいった。思うに両国海軍の比率はこれを二対三と規定することができるであろう。ただイギリスの艦隊は安全感を国民に注入するに足り、かつドイツ人の間に驕慢な攻撃欲を生ぜしめない程度に強力でなければならぬ。これに対してもドイツがその艦隊を強大にし、ドイツと事を構えることがイギリスにとって冒險であるとの感をいだかしめるに足る程度のものとすることは十分に是認される。これは自分一個の私見であるが、もしドイツが建艦率の緩和を協議する意向があるならば、この意向に対しても閣議の賛成を得ると信ずる。もし双方において毎年のドレッドノート建造を一隻ずつ削減するならば、そのことのみでもすでにイギリスにおいて気分の転換をもたらす効果があるに違いない。彼自身は喜んで親ドイツ的方向にその力を傾倒するものであると。

カイゼルはこの報告をも從前数次の報告と同一の考え方で採り上げた。彼はいった。かかる言葉は物の数にあらざるどこかの小国に向かつて発せらるべきものである、かかる言葉を耳にした以上、彼はこの種の一切の提議に対してもただ

三度「否」を叫び得るのみであると。そして痛烈にメッテルニッヒを叱責して「朕はメッテルニッヒが将来この種の咳痰を無条件に拒絶せんことを切望してやまず」と居丈高になつた。<sup>(20)</sup>

### ビューロウ所見を異にする

カイゼルといちじるしく異なつた立場を採つたものは宰相であつた。彼は一方、イギリスとの了解を切言し、建艦競争の続行に重大な将来の危険を看取したメッテルニッヒと、他方、海軍拡張の脇目もふらぬ続行によつてイギリス人に眼をみはらせ、彼らをしてドイツの対等権の承認に、ついで恐らくは真実なる了解にたち到らしめることを確信していだカイゼルおよびティルピツとの中間に立つた。ビューロウはこの第二の途の危険性、ならびにカイゼルおよび提督の背後に隠されていた幻想を十二分に承知していた。這般の消息については後來さらに言及するであろう。彼はすでに一九〇四年中、カイゼルが二カ年の間にドイツにとつての「危険地帯」は通過されるであろうと信じたとき、もちろんこれをカイゼルに示したわけではないが、懷疑的に次の如く述べたことがある。「加うるに吾人が二カ年の間にわが海軍の「出来上がり」を見るであらうという推定は誤つてゐる。ドイツとイギリスとの間の海上勢力の不釣合は、二年、四年ないし六年を経るとも依然として全く今日と同様であるに違ひない」<sup>(21)</sup>と。そこで七月末、彼とカイゼルとの間に海水浴場スウェイネミュンデにおいてついにおおっぴらな衝突が起こるに至つた。カイゼルは海軍官房長（Chef des Marine-kabinetts）フォン・ミュラー提督をしてビューロウに、彼があくまでもわが艦隊建造の速度緩和については交渉の余地のないことを確信するものであり、したがつてもしふビューロウがこの立場を承認しないならば断然これと袂を分たざるを得ない旨を伝達させた。ビューロウは提督と長時間の熟議をとげた後ついに譲歩した。そしてメッテルニッヒに宛てて然るべき訓令を発することを承諾した。この承諾を言明した後、初めて彼はカイゼルに謁見することができた。両者会談の経過については、熟議は双方を満足せしめたというフォン・ミュラーの簡単な覚書があるにすぎない。<sup>(22)</sup>

（訳者注）カイゼルとビューロウとの見解の相違についてはビューロウの備忘録の仮訳第二巻三七ページ以下

参照。

しかしながらビューロウはカイゼルの叱責をはなはだしく緩和された形式においてメッテルニッヒに取り次いだのみであった。彼は軍備制限の一切の要求を、なんんすくそれが威嚇的語氣をもつて提出された場合に、絶対に拒絶すべきことを訓令すると同時に次の如く付言した。しかしながらイギリスとの関係の改善は努力に値するものであり、かつ文明に禍すべき戦争は極力これを避けなければならない。それゆえに向後適當の機会にイギリスに対して、もしイギリスがフランスに対する戦争の場合に完全中立をドイツに約束するならば、建艦速度を緩慢にすることは一層容易なるべき旨をほのめかすこと、策略として妥当である。将来に果たして建艦に関する相互協定が可能であるか否かの問題は、イギリスがながい時日にわたってドイツに対し友好的政策を採ったときに初めてこれに答えることができる。しかしながらドイツが新たに一層大なる建艦計画をたてることがないか否かをイギリスが憂惧するならば、それは全然杞憂として意を安んずべきである<sup>(2)</sup>。すなわち彼は根本において大使の推薦した政策を正しいと認めていたのであるが、ただカイゼルと海軍部内の気分を顧慮して当分は控え目な戦術に出で、そして、もしイギリスが政治的妥協の明瞭な意思表示をすればこれを利用してカイゼルを動かさんとしたのである。

### フリードリッヒスホーフにおけるエドワード王

イギリスの政客はメッテルニッヒとの詳細な熟議の後、ドイツの当路者の間にいかなる情調がみなぎっているかについて見るところがあつたに違いない。それにもかかわらず彼らが、エドワード王のフリードリッヒスホーフにおけるカイゼル訪問（一九〇八年八月）を利用して艦隊問題を直接にドイツ皇帝に懇えんことを決意したに徴し、當時イギリス政客がいかにドイツとの了解を切望していたかを察するに足る。ハーディングとロイド・ジョージとが特に王に扈從してドイツに赴いたことがすでに、この目前の会見にいかに重要性が認められていたかを示すものである。彼らはあらかじめラッセルズ大使を通じてカイゼルの意向をさぐらせた。

## カイゼルの態度とビューロウの批評

しかしながらカイゼルは、艦隊建造もしくは建造速度に関する一切の妥協は到底問題にならない、自己の軍備に対する外國の容喙はいずれの國民もこれを甘受し得ないと答えた。<sup>24)</sup>それゆえにエドワード王はみずから皇甥との問題について語ることを見合させた。しかしながら外相ハーディングは敢然としてカイゼルに向かつてこれを切り出した。イギリス海軍省の確信するところによればドイツは一九一二年までにイギリスと同数のドレッドノートを擁し得るはずであると。カイゼルはこれを一蹴して無稽なりとし、ドイツの海事年鑑『ナウティクス』(Nauticus) の記事を示して、イギリス海軍の多大なる優勢を指摘した。しかしハーディングは屈せずしていった。建艦競争は何としてもこれを中止し、その速度を緩和しなければならない。しからざればイギリス政府は次年度に対して海軍の大拡張と大増税とを要求するのやむなきに至るであろう。そしてそれは恐らく現政府の致命傷となるであろうと。最後に彼はドイツがその軍備をどうあっても制限することを得ないか否かと露骨に問うた。カイゼルは答えた。吾人の軍備は単に吾人の必要に応じて定まるのみ、かつ純粹に防禦的性質を有するにすぎないと。これに対してハーディングは、しかしながら協定を結ぶことはできないはずないと押し返し、「ドイツは中止するか、しからざれば速度を緩めなければならない」といい放った。カイゼルの答えた語調はかなり烈しかつた。「しからば吾人は戦うのほかなし。けだしそは国民的名譽と威儀との問題なればなり。」ハーディングは会話が危険な転向をとつたことを感じて赤面した。そして彼の言を不用意に個人的会談の間に洩れたものとみなさんことをカイゼルに請うた。彼らは話頭を転じた。そして最後にカイゼルは勲一等赤鷲章をハーディングに親授した。退出に当たつてカイゼルはさらに追つかけて、イギリスにとつてもまたドイツの機嫌を損ねざることをもつて上策とするであろうという言葉をすら洩らした。彼はイギリスの大臣を威嚇した。イギリス人とつき合うにはこれにかぎるとして、はなはだ得意であった。<sup>25)</sup>

エドワード王のカイゼル訪問は、イギリスの新聞において好意的に書き立てられた。メッテルニッヒの推定するところによれば、それは人びとがこの個人的会談から建艦問題に関する了解を期待したがゆえであった。<sup>26)</sup>その後数週間メッ

テルニッヒの代理となつたフォン・シュトゥム Von Stumm はこれに反して、イギリスのために新たな租税負担を節約せしめる協定といえども、わずかに一時自由党の小部分に対し効験を有するにすぎず、決して永続的親善を庶幾し得ないという意見であった。<sup>(2)</sup>

宰相ビューロウはフリードリッヒスホーフに居合わさずして、ノルデルナイ Norderney 島の海水浴場に滞留していた。彼はこの微妙な折衝を故意に避けたのであらうか。イギリスの両相が、彼をノルデルナイに訪問しようとの希望を表明したとき、彼は、それがあまりに世間の耳口を聳動するであらうという理由でこれを謝絶した。しかしながらカイゼルに対して彼は、カイゼルの措置を今もなお十分に首肯し得ない旨を率直に告白した。その要旨はこうであった。いかにも彼は強力な海軍を創建せんとするカイゼルの努力に対して渾身の贊意を惜しまない。彼はむしろこれをもつて、運命がカイゼルに与えた任務であると認めていた。イギリスの脅迫に対しては彼もまた、いかなる場合を問わず決して屈譲する所存はない。しかしながらここに聖慮を煩わさなければならぬ二つの問題がある。その一は、もし双方において軍備拡張が底止するところなく継続されるならば、イギリスとの間に戦争の起ることが必ずしも絶無でないと考えられることがある。次には、もし一旦緩急の際には事態由々しきものがあると思われることである。この場合にはフランスならびにフランスを通じてロシアもまた引き入れられるであろうことは必定である。トルコの軍隊は物の数として恃むに足らず、インドおよびエジプトの反乱は確実と称しがたい。ところがイギリス人の態度はドイツを脅迫せんとするものとは信ぜられない。彼らは単に何らかの方法によつて多大の軍艦新造と多大の増税とを避けんがために、その触手を延ばしたに過ぎないと信じる。もし吾人が一切の隔意なき協議を避けるならば、そこに憤悶を生じて真に戦争の危険が起ころうであろう。もしイギリスにおいて自由党内閣が倒壊する暁には了解の見込みはなお一層減じるであろう。もつとも彼は毛頭戦争を畏れるものではない云々と述べ、さらに彼は「願わくは陛下また欽鑒を垂れ、臣が陛下畢生の宏謨の神明の加護によりて完きを冀い、孜々として形勢の馴致に努むるものたることを喰りたまわんことを」と結んだ。<sup>(3)</sup>

しかしながら、たとえ宰相がかかる疑惧をいだいたにもせよ、ドイツ艦隊建造の制限を目的とする一切の公式提議はこれを敵対行為とみなすという最後の言葉が、カイゼル自身の口から発せられてしまったのである。ロイド・ジョージ

とハーディングは、ドイツとはついに何事もなし得ないという信念を抱いて帰つて行つた。

イギリス政府は観念した。事ここに至つては勇往邁進して、翌年早々、巨大な海軍拡張要求を議会に提出しなければならないと覚悟を定めた。彼らはこれによつて從来の軍備制限政策の完全な破産を告白し、かつ保守党から彼らが世界の形勢のはなはだしい誤認の下にイギリスの軍備を二ヵ年にわたつて閑却し、しかも今となつて急に取り返そうとするという非難を予期しなければならなかつただけに、この覚悟は彼らにとつて一層苦痛であつた。冬の間にロイド・ジョージはせつせと彼の莫大な新增税計画を造り上げた。それは所得と土地所有とに對して非常な負担を含むものであつた。同計画がいよいよ一九〇九年春の議会に提出されたとき、それは議会における激しい論争、上院の拒否、議会の解散という段取りを経て、結局、上院を単なる諮問機関とするに終わり、それがイギリス憲法上の最後の大鬭争に導いたことは周知のとおりである。これらのすべての内政的困難、その結果は到底逆睹を許さず、自由党の閣員の地位を危くし、保守党に再び政権を与える契機となり得たこれらの鬭争を彼らは百も承知していた。思うにロイド・ジョージはこうした予想を藏相として何よりも苦痛と感じ、さればこそエドワード王とともにドイツに赴いたのであることは疑いを容れない。なるほどイギリスの租税負担の増加を余儀なくさせたのは決してひとり海軍予算の膨張のみではなく、主として當時計画された社会的立法の費用であつた。しかしながらもし幸いにしてドイツと了解をとげることができたならば、たしかに予算のいちじるしい軽減を達成し得るに違ひなかつた。

### イギリスの政策の動機

これによつてこれをみるに、當時イギリスの接近努力が本心に出でたものでなかつたと推測すべき理由は毫もない。イギリス政府は重要な内政的鬭争を回避せんがためにドイツとの接近を企てたのである。内政的鬭争の回避、これ幾多のイギリス閣員にとっては対外政策の顧慮よりもはるかに強力な一動機であつた。彼らは實際ドイツとの了解を重視していた。したがつて彼らは、恐らくドイツにとつて有利な艦隊勢力の比率を承認したであろう。單にそれのみならず、あるいはさらに進んでビューロウの希望したとおりの方向における政治的讓歩をすらこの了解の代償として承諾したか

も知れなかつた。しかるにドイツは一切の商議を冒頭からべもなく打ち切つてしまつたために、ドイツはついにイギリスが果たして何物を提供する量見であつたかを窺い知ることができなかつたのである。

宰相はカイゼルがこれら問題についていかに強く海軍部内の専門家から吹き込まれていたかを十二分に承知していた。そこで彼はこのことあつて後間もなくティルピツ提督と懇談した。提督は何ら新たな艦隊拡張が計画されていないということ、ならびに提督自身としてはもしイギリスが対独政策を変更する意思を有するならば、法律を以て確定されたドイツの計画を何ら変更しないという条件の下に、軍艦建造に関する将来の了解を必ずしも不可能と考えないということを確言した。宰相は直ちにこれを在ロンドン大使メッテルニッヒ伯に通告した。そしてメッテルニッヒは、これ以上の艦隊拡張が計画されていないという報道を時々利用した。<sup>(20)</sup>

実際ににおいてビューロウは形勢の核心を認識しなかつたか、しからざれば前途の種々な困難を顧慮して故意に核心に触れなかつたものである。イギリス人にとっては終始一貫ドイツの艦隊法において規定された建艦速度の緩和が眼目であつた。なんとなれば、ひとりこの緩和のみがイギリス艦隊をこれに対応して即座に拡張するための莫大な費用を節約せしめ得るからであつた。これに対して彼らは恐らく何物かを提供したであろう。ただしドイツ側が将来この速度をお一層増大しないという単なる約束のみでは承知し難かつた。けだしティルピツの表面的告白は要するにこの意味にほかならなかつたからである。

### デイリー・テレグラフ紙の記事

あだかもこの時、「デイリー・テレグラフ」新聞に、かの有名なカイゼル会見記が公表された。その出所はイギリスの一人たるスチュアート・ウォートレー Stuart Wortley 大佐であつた。カイゼルは一九〇七年の秋に同大佐邸の客となつた。そして彼がイギリスに対して敵意をいたいでいるとか、あるいは從来イギリスを敵とするが如き政策を探つたということが事実無根であることを弁明せんとする考え方から、彼のイギリスに対する態度を隔意なく同大佐と話し合つたのである。カイゼルは彼がボーア戦争の当時、露仏の干渉を防止し、これによつてイギリスのために後顧の憂いなから

しめたこと、また参謀本部に諮詢した後、戦争を終了せしむべき最善の方法に関する、皇祖母ヴィクトリア女皇に献策し、この献策がその後ロバート卿およびキッチナー元帥が実際に採った方針とほぼ合致したこと等を挙げてこれを立証せんとした。この記事の筆者ウォートレーは、きわめて誠実にカイゼルに向かつて、如上の言を公表して差し支えないか否かを問うた。カイゼルもまた同様に原稿をきちょうめんにドイツ外務省に送付し、これを公表するについて不都合ありや否やを問い合わせた。原稿は当時なおノルデルナイ海水浴場に静養中であった宰相ビューロウの手許にも送り届けられた。しかるに宰相は何かの錯誤からしてこれを通読しなかつた。そして下級の諸機関は何らの故障をも申し立てず、またこれを必要と考えなかつたために、公表に何らの不都合もない旨カイゼルに通知された。そしてこの会見記が十月二十七日の紙上に現われたのである。

この会見記はドイツとイギリスとの双方の耳目を聳動した。イギリスにおいては予期とは全然反対の効果を現わし、イギリス国民を憤らせた。そしてたとえカイゼルが別途の行動に出でたとしても依然としてボアーウ戦争に勝ちを制したであろうといきまいた。彼らはカイゼルの献策とイギリス人の実際の戦争遂行方法とに関する所説をもつて、これがまだかもイギリスの将帥たちに戦争方法に対する指揮を与え、勝利を可能ならしめたものは実際はこの献策であつたといふが如き侮辱的口吻であるといきり立つた。最後に彼らはこの全部を目して、カイゼルが一方においてはその艦隊拡張によつてイギリスに莫大な対抗軍備と費用とを強制しながら、他方イギリスにおいて自己の人気を博せんとする調子はずれの企図であるとなした。ドイツにおいては知る如くカイゼルの個人的支配に対する猛然たる非難攻撃を惹起した。ビューロウ公は骸骨を乞うた。辞表はカイゼルが、向後宰相の進言を俟たずしては決して政治的重要性を有する措置に出でないという約束を与えた後、一応却下された（十月三十一日）。その後十一月中に議会において激烈な討議が行なわれた。カイゼルはこの時のビューロウのカイゼル弁護ぶりをもつてはなはだ不満に感じ、それがために爾來宰相に対する御覚えがはなはだしくてたくなつた。カイゼルは後日に至りシェーン男に向かつてこの鬱憤を洩らした。彼はビューロウに裏切られた、ビューロウはたしかにこの記事を読んだ、そして世論を味方としてカイゼルに彼の宰相への屈服を強制せんとしたものであると。連邦参議院委員会もまた彼に譲位を勧告すべきか否かを考慮した。<sup>(3)</sup>

## ビューロウとティルピツツとの応酬

かくて宰相はカイゼルが向後何らの抵抗を試みないと安心してよいと信じたので、同年末に至りもう一度まじめにイギリスとの間における艦隊協定の問題を考量した。彼はまず第一に、ティルピツツと協議におよんだ。しかしながら提督は政治的緊張の真実の原因がドイツの艦隊建造ではなく、経済的竞争にあるという意見を固執したため、宰相は提督の同意を得ることができなかつた。この旨を伝えられたメッテルニッヒは断乎として反対した。彼は書いた。「たとえ僅々数カ月をイギリスに送つたに過ぎないにせよ、いやしくも公平なる観察者であれば、ドイツのイギリスに対する関係の重点は艦隊の拡張にありとするよりほかに意見を有し得べしとは信ずる能わづ。この意見を耳にするは吾人の快とせざるところなるべし。しかも余は眞実を隠蔽するの寸益を認めず、またこれをもつて余が義務と一致し得ず」と思考す」云々。<sup>(2)</sup>

ビューロウはメッテルニッヒの書簡に基づき、さらにティルピツツ宛て次の如き公式照会を発した。「一旦軍事的衝突のやむなきに至つた瞬間から専門家たる責任の帰属する閣下から、果たしてドイツ國およびドイツ國民が安心と信頼とをもつてイギリスの攻撃を迎へ得るか否かにつき責意を与り聽くことを得ば幸甚なり」と。同時に彼は建艦の緩和に努むべき旨をメッテルニッヒに通知した。<sup>(3)</sup> ティルピツツは逡巡して答へざること二週余に及んだ後、ようやく言明した。その要旨は、ビューロウの質問に対し彼は「否」と答へなければならぬ。さればこそ、及ぶ限り強力な戦闘艦隊の建造によつてイギリスの攻撃を抑止することを自己の義務なりと信ずる。ひとりかくしてのみ平和が保たれ得るのである。その際に危険地帯を通過することは覚悟しなければならない。これはたとえ吾人がイギリスに対する屈服の性質を帶びるであろうところの建艦制限を敢えてしても依然として変わりはない。しかも形勢はこれがために一層険悪となるであろう。イギリスがわが艦隊を憚ること多ければ多いほど、戦争の危険はますます減少するに違ひない。ここ数年の間には、ドイツを攻撃することが一個の大なる冒險となるが如き時期が到来するであろう。そしてこれによつて近年の海軍政策の目的が達成されることになるのである。別段の制限をなさずとも一九一二年以降、艦隊法はわずかに

一年二隻の建造を規定するにすぎない。その曉には四隻から二隻への減退がすでにイギリスの世論に対して鎮静的の効果を示すであろう、というのであつた。

ビューロウはこれをもつて、彼の質問に対する十分の回答と認めなかつた。彼は押し返した。もしイギリスがその艦隊をどこまでも拡張するならば、わが艦隊は他日に至つても依然として今日と同様な情勢に止まらないであろうか、また、むしろわが国の海岸要塞を強固にし、水雷および潜航艇を増加することが適當なのではないだろうかと。けだしビューロウは専ら防禦を本分とする武器の強化が、戦闘艦隊の不斷の増加に比してイギリス人を不安ならしめることがより少ないのであろうと信じたのである。そして、とどのつまり彼は、一九〇九年から一九一年までの間、毎年四隻建造を三隻建造に止め、これによつて生じる不足をそれ以後の数年間に補充すれば差し支えないのではないか。現在の建造計画を遂行すれば、ドイツは一九一一年には十三隻のドレッドノートを擁することになるが、イギリスはさらに多大の新建造を決心しないかぎり、十二隻を有するにすぎないであろう、と提言した。

テイルピッツは、一切の譲歩が脅迫に対する屈服とみなされるのみならず、また何ら益するところがないと頑強に主張した。彼はドイツが何らの代償もなしに、これ以上の艦隊拡張を断念することをイギリス人にさとらしめたことを遺憾とする。建造速度の変更はまず艦隊法を変更するにあらざれば不可能であるが、彼は艦隊法変更などを議会において主張することはできない。もしどうあつてもかかる変更を試みなければならないというならば、彼は断然挂冠する外はないであろう。ビューロウの説く防禦手段の完成については遺憾なく手配してある。しかしながら強力な戦闘艦隊と相俟たなければこれらは何らの意義をも有しない。要はイギリスの危険感を増大せしめることに存し、しかしてその途は一に戦闘艦隊の完成あるのみ。加うるにかかる小艦艇の増加に伴う兵員増加もまた、イギリスはこれを戦争の脅迫と解釈するであろう、云々と堅持して下らなかつた。

ビューロウはこれに答えていった。もし有終の勝利を完うする見込みが確實に立たないならば、つとめて衝突を防止することが自己の義務であると信ずる。しかしながらテイルピッツがあくまでも繰り延べに反対するのみならず、一方メットルニッヒの報告によつてもまた、かかる譲歩がイギリスの感情にいちじるしい影響を及ぼすに足るか否かは疑わ

しいがゆえに、彼は譲歩の考えを捨てようと思うと。最後にビューロウは、エドワード王が予定の如く近々ベルリンを訪問するが、万一談この問題に及んだ場合、果たして絶対拒絶の態度をもつて返答するを可とするか否かに関し、あらためて提督の意見を徵した。ティルピッツは答えた。憎まれ役を買わないためにも、かかる態度は策の得たるものではない。わが方からは、もしイギリスが四隻以上を建造または購入しないならばドイツも向こう十年間、毎年三隻以上の大戦艦を建造しないといった具合に話を持ち出すことができるであろう。それはともかくとして、ドイツが一九一一年秋までに有し得るドレッドノートは九隻に止まり、一九一二年秋に至つて初めて十三隻の竣工を見るのであると。

ビューロウは原則的にこれを諒とした。しかしながらイギリス人が三対四の比率を容易に承諾しないであろうこと、かつドイツはこのほかにも、例えはドイツの他の諸国との間の武力的紛争の際ににおけるイギリスの態度の保証というが如き政治的譲歩を要求しなければならないことを述べた。ティルピッツはこの種の政治的譲歩に大なる価値を認めるの不可なるゆえんを警告し、これよりもむしろ軍事的反対給付に重きを置くべきであるとし、なるほど三対四の公式はイギリスが最初これを拒むかも知れない。しかし結局は必ず応諾するであろう。何となれば彼の確信するところによれば、イギリスは到底永久にこれ以上の艦隊拡張を持続、遂行することができないからであると多寡をくくつた。<sup>(3)</sup>

一九〇九年二月、エドワード王のベルリン訪問の際には、艦隊問題はわずかに間接に言及されたに過ぎなかつた。双方ともあらためて各自何らの禍心を懷かざる旨を保証した。軍艦建造の制限についてはついに議せられなかつた。ビューロウはこの厄介な点に当分触れないことが上策だと思つた。

ベルリンの首脳者たちの間にこうした冗漫な押し問答が行なわれていた間に、ロンドンにおいては、はやくすでに決定が下された。新しい海軍拡張案、ならびに、おびただしい租税負担を含むロイド・ジョージの膨大な予算ができるが、艦隊建造に関してドイツとの了解が試みられたか否かという質問に対し三月十六日アスキスは、ドイツ政府の建て前は自国の建造計画の標準となり得るは専ら独自の必要のみであつて、外国の艦隊の勢力ではないというにあり、したがつてドイツは艦隊建造に関する了解というが如き提議に応じなかつたのであると答弁した。これは徹頭徹尾そのとおりであった。これに対してビューロウが議会で、イギリスからこの意味の公式提議があつたということを打ち消した

のは形式的に一応もつともであった。しかしドイツが当初イギリスから幾度も腹蔵ない意向をさぐられたとき、これを躊躇することによってこの問題の公式の取り扱いを打ち切つたのであるから、イギリス政府が如上のビューロウの言をもつて不誠実であるとなしたこととは異とするに足りない。

### メッテルニッヒの警告

メッテルニッヒの苦心の甲斐あつてイギリス人の不機嫌は少し緩和された。彼はもしドイツが議会の協賛した軍艦の建造時日を約五年ほど延長するならば、政治的讓歩を得るに未だ遅きを憾まないと感じた。これに対してドイツはイギリスから中立の約束を得ることができる、ただしそれは吾人が被攻撃国たる場合に限り、それ以上のことは決して得られないであろうというのが彼の意見であった。「去る夏中には心理的因素がそこにあつた。當時なら僅少な讓歩を以て多大の成果を収めることができたであろう。今となつては後の祭りである。當時イギリス政府は動搖し狐疑していた。今やイギリスはドイツに対し敢然として二国標準のドレッドノート競争を試みる決意を固めてしまった。」しかしながら、そのためにイギリスが今直ちに戦争の手出しをするという氣づかいはないと彼は考えた。彼はもう一度、海軍当局の意見の誤れることを警告していった。海軍当局はもしイギリスが永久に艦隊建造における優勢を主張することができないならば、大勢やむを得ずと観念して、再び吾人と親友になるであろうと思いつくでいる。しかしながら恐怖はイギリス人を吾人の懷に追い込まずに、武装して吾人に対峙せしめるであろうと。<sup>(5)</sup>

### 爾余の考量

ドイツは実際においてはその法律に規定されたよりも一層猛烈な速度をもつて艦隊を建造しつつあるのではないかといふ疑念が一再ならずイギリス側から表明された。一九〇九年三月以降イギリスの新聞および議会において、新艦建造の大計画に賛成する公衆の気分を造り出そうとして、往々ドイツの海軍軍備の勢力に関する誇大にして不当な説が利用されたとき、この議論がつねに蒸し反されていたが、しかし本質的な点においては何らの進展を示さなかつた。結局イ

ギリス側から、双方の大使館付海軍武官が規則正しく一定時期に新建造の状況に關する正確な情報を交換し、かつその情報が事実に相違するところがないか否かを実地に船渠について検証すべき権限を与えるという意味の協定を遂げたいと申し出た。ティルピットは不承々ながらも、もしこのことが間諜の目的に利用され得ないよう手配されるならば、これを應諾するの用意ある旨を声明した。しかしながらカイゼルは断乎としてこれに耳を藉ることを好まなかつた。ティルピット提督がさらに一席の御前講演を試みた後、カイゼルはようやく、その決心を次の如くに要約した。曰く、もしイギリスが完全な相互性と対等権との基礎において新たな交渉を提議するならば、かつてティルピットが発表した意見に従い、イギリスにして四隻以上を建造しない限り、わが方も三隻の建造に止めるということを提案して差し支えない。ただしその際には一九一二年に決して海軍拡張法改正案を提出しない旨のメッテルニッヒが与えた約束を取り消さなければならない。これを去年の夏カイゼルがクローネンベルクにおいて採つた態度と比較すれば、ビューロウによつて代表される思想に対してカイゼルがある程度まで譲歩したことは明らかである。しかしながら法律改正に関する条項の挿入についてはティルピットは責任を採ることを拒んだ。そしてこのことが新たな交渉に對してカイゼルの如上の承諾を利用するなどを当初からして異常に困難ならしめた。のみならず一九〇九年四月となつては交渉に好都合な時期は既に過ぎ去つていたのである。<sup>(5)</sup>

### これらの交渉の意義

以上の議論全部の意義はこれを次の如くに要約することができる。すなわち一九〇八年夏の頃には艦隊建造に關する譲歩によつてイギリスとの関係改善を図ることが確かにもう一度可能であつた。思うに當時ならば、ひとりイギリスを一定の拡張比率に拘束することを得たのみならず、また何らかの政治的代償——中立約束の形式においてするにもせよ、あるいはまた、たとえばバグダッド鉄道問題のごとき植民地問題に關する妥協の形式においてするにもせよ——を收めることができたであらう。協商は當時おはなはだ粗慢であり、なかんずくイギリスに対するロシアの関係は極めてゆるいものであつた。したがつてイギリスをその全政策において一層ドイツに接近せしめることがたしかに可能であつた

に違いない。何となれば、幾多の合縱連衡の間に立つて仲裁役をつとめる方が、つねにこれら集団のいずれか一方に束縛されるよりは、はるかにイギリスの利益に適合するからである。しかるにこの瞬間はついに利用されなかつた。ドイツが後日に至つてかかる譲歩の可能性を考慮したときには、すでにイギリス内閣が海軍拡張計画を樹立する決心を固めた後であったから、それははるかに困難となつてゐた。そしてこの時もまた何ら確固たる提言を試みなかつた間に機会は永久に去つてしまつた。四月二十九日ロイド・ジョージはその膨大な予算を下院に提出し、これがための奮闘を開始した。爾来彼はこの問題におけるドイツの譲歩について、またその以前数カ月におけるが如き興味を有せざるに至つた。いかなる理由によつてこの機会がついに利用されずして終わつたかといえば、かくの如き譲歩をもつてドイツの屈辱であるとし、加うるに、それは到底所期の効果を挙げないであらうとするカイゼルの個人的感情がすべてを決したからである。カイゼルのこの気分はフォン・ティルピツによって最も強力に助長された。ただしティルピツが、一切の交渉を拒絶したという悪名をドイツに歸せしめないと心がけたことはいうまでもない。

宰相はカイゼルが容易に取り返しのつかない決定的発言を敢えてする前に、意見を徵せられなかつたものの如くである。そしてその後にも彼はカイゼルを支配した思想に対しでは極めて用心深く応対した。たしかに彼は、たとえドイツが艦隊建造にいちじるしい制限を加えても果たしてイギリスがその将来の政治的態度に対する拘束的約束を受諾するや否やについて何らの確信をもたなかつた。かつて彼はメッテルニッヒに宛てて書いた。「戦争の場合にイギリスが吾人の敵国側に廻らないであろうという確かな予想がつくならば」吾人の建艦計画に多少の制限を加えても差し支えない。一般的に形勢の重大であることについて彼もまた正確な理解を有しなかつたものの如くである。さもなければ当年ビエールコ条約中の僅々二語を理由として辞職を要請したほどの彼は、必ずや自己の意見を貫徹せんがためになお一層強い手段を採つたに違いない。

## ティルピツと危険感

ひるがえつて思うに、エドワード王とその閣臣らの希つたような協定ができたとしたところで、果たしてそれがメッテルニッヒ伯の胸算用どおり、その後もまたイギリスの態度がドイツに対して永久に抑讓の美德を發揮したか否かはすこぶる心もとないものがあった。あるいはこうした効果が十分に現われなかつたかも知れない。この見解を発表したものはなかんずく一九〇八年秋の頃、ロンドンにおいて一時メットレルニッヒ大使の代理を務めたフォン・シュトゥム参事官Legationsrat von Stummであった。<sup>(38)</sup> 吾人のモロッコ政策およびビエールコ条約によつて造り出された猜疑はなかなか手軽に消えうせるわけにはいかなかつた。したがつてたとえ建艦協定が成立したとしてもイギリスが無造作にこの猜疑不信を脳裏から拭い去ろうとは考えられなかつたからである。しかしながらこれを試みることは少なくとも決して全然むだのことではなかつた。それは何らの費用をも犠牲をも要しなかつたであろう。何となれば、この協定によつてイギリスもまた艦隊の大拡張を断念したならば、結局吾人の海軍勢力とイギリスの海軍勢力との相対的比率はいつまでも同一に止まつたからである。ティルピツの主張した政策が健全な基本思想の上に築かれたものであることは疑いを容れないと。一九〇〇年の覚書にいい表わされた危険感の思想はイギリス側においてもまた全然うなづかれ、なかんずくロイド・ジョージは明白にこれを正当と認めていた。しかしながらティルピツの計算は一個の決定的錯誤を含んでいた。なるほどティルピツには毛頭イギリス艦隊の優勢に追いついてやろうなどという所存はなく、イギリスがその特殊地位の関係上ドイツよりも強力な海軍をもたなければならぬものであることは十二分に認めていた。ただ彼はこの開きを有利に縮小せんとしたにすぎないのであるが、不幸にしてこの目的たるや決してドイツのひとり角力によつて達せられるものではなく、またイギリスの建艦速度いかんにかかる見逃してはいたのである。もしこの速度がドイツの速度と同様に促進されるならば、ドイツの必死の拡張にもかかわらず、旧来の勢力比率は依然として持続するわけである。人これを彼に告げるものあれば、彼はつねに答えた。イギリスの財政状態は到底これを敢えてするに十分ではなく、イギリス国民はこれに必要な租税の負担を承認しないであろうと。この前提の誤つていたことは爾後の成り行きがこれを示したとおりであつた。一步を譲つてこの前提が正しかつたとして、それならばイギリス人がもはや旧来の比率を維持し得ないと覚つた瞬間に、現在のところではなお依然として動かない優勢を利用してドイツに強

圧を加えないと何びとが保証しよう。しかるにティルピツはこうした場合イギリス人が妥協を求めるであろうと信じていた。これに反してメッテルニッヒは彼らイギリス人が敢然として打ち込んで来るに違いないと考へていた。この争論の解決はついにこれを見ることができなかつた。何となればイギリスが海軍拡張の要求に応ずるだけの力が尽きたと見らるべき時期がとうとう来なかつたからである。

ひとり異とすべきは、ティルピツとカイゼルと、しかしてある意味においてはビューロウもまた、ただ問題は時間的に限られた危険地帯を通過するにありと信じていたことである。なんぞ圖らん、この地帯はその実、イギリスが旧来の比率をあくまで維持しつつ競争を敢えてし得る限り永久に無辺際であつたのである。その証拠にドイツはその後いづれの瞬間においても未だかつて当時の勢力以上の相対的勢力をもつてイギリスと対峙し得たことはなかつた。ティルピツがかつて危険地帯は一九一五年、キール運河の改築とヘリゴラント防備とが完成すれば首尾よく通過できるであろうと公言したことは純粹に得手勝手な主張であつた。この二つの計画がドイツ艦隊の戦闘能力にとって重大であつたことに、何びとも異議はない。しかしイギリス艦隊に対する比率においては毫も変動を与え得なかつた。その昔アテネ人が彼らの長城の完成までスバルタを食い止めたという例をカイゼルとビューロウとは時々引き合いに出したが、この例は今の場合には全然当てはまらない。何となれば当年の防塞の築造は明瞭に限られた企画であつて、その完成はひとり外部からしてのみ妨げ得るものであつた。しかるに今の場合はイギリス人の息の根が止まらない限り、外部からの妨害で解決することのできない、見透しのつかない、いわば無限な問題であつたからである。イギリス人の息の根が止まるか否かはドイツの左右し得ることではなく、いずれの日にイギリス人の息の根が止まるかは予測の限りではなかつた。たとえ艦隊法案の予見したとおり一九一七年に至つて戦艦の最後の竣工が終わつたとしても、その間にこれに応じて拡張されたイギリス艦隊とドイツ艦隊との比率が果たしてイギリスをしてドイツとの一戦の危険を慮つて尻込みせしめるに足るほどの比率なりや否やは依然として残された問題であつた。<sup>(39)</sup>したがつてイギリス側は従来の比率以上に出ることはないと、安心が得られない限り、艦隊の拡張はドイツに寸毫の利益をもたらすものではなかつた。這般の消息に対する認識を誤り、加うるに国民的名譽の感情（その実秋毫も抵触せられることのなかつた）を全事件の

処理に当つて混入したことは、ドイツが三国協商の堅実な生長を未然に防ぎ得べかりし最後の機会を無慙に逸し去つたことの真因であつた。

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

- (1) 一九〇六年八月十五日付チルシュキ手記。G. P. XXI, p. 453. りれによればエレワード王は "There are no frictions between us, there exists only rivalry"。（われらの間には軋轢なし、ただ競争あるのみ）と述べた。
- (2) 一九〇四年九月六日付ベルンストルフ伯書簡。
- (3) 一九〇七年一月九日付フォン・ティルピツ手記。
- (4) 一九〇七年一月十六日付ティルピツ宛ビューロウ書簡。
- (5) 一九〇六年八月六日の新聞論説に対するカイゼルの意見。
- (6) 一九〇六年九月四日付メッテルニッヒ宛チルシュキ手記。G. P. XXI, p. 459.
- (7) 一九〇七年二月四日付ドイツの回牒。二月八日付メッテルニッヒ報告。二月九日付ショーレン宛訓令。
- (8) 一月二十八日、二月一日付ショーレン報告。二月九日付ショーレン宛訓令。二月十七日付メッテルニッヒ報告（ビューロウの付記「はははだ好し」の語あり）。三月三日付モン報告。
- (9) 二月十八日、三月十二、十五、十六日付ショーレン報告。ベルヒトルトは三月十五日、ショーレンは同十六日、ツアールに謁を賜わった。
- (10) 三月二十三日、四月三日、十日付ショーレン報告。三月二十四日付ドイツ覚書。
- (11) これに関しては Zorn : Deutschland und die beiden Haags Friedenskonferenzen (エイツと両次の「イグ平和会議」) 511頁以下参照。
- (12) ウィルヘルムスヘルの両帝会見に関する一九〇七年八月十五日付および二十日付手記。ショーレン大使の十一月十六日付、カイゼルのワインザー訪問に関する報告。十一月二十日付ドイツ回牒。十一月二十一日付ショーレン宛ビューロウ書簡。
- (13) 一九〇八年二月十六日付トヴィーレ・マス卿宛カイゼル親簡。二月二十二日付返書。今では、ティルピツ著、Politische Dokumente (政治的文書) 五八ページおよび六三ページに転載しあり。
- (14) 三月三日、六日、七日付メッテルニッヒ報告。三月六日付ビューロウ上奏。三月七日付ショーレン書簡。
- (15) カイゼルの余白書入れを付した三月八日付ショーレン宛メッテルニッヒ私信。三月十四日付メッテルニッヒ宛訓令。
- (16) 六月二十二日付バリーーンの談話に関するHannemannの手記。なお Huldermann 著『アルベルト・バリーーン』二〇四頁以下参照。
- (17) 一九〇八年六月三十日付メッテルニッヒ報告。カイゼルの意見書き入れあり。

- (18) カイゼルの余白書入れある七月十日付メッテルニッヒ報告。
- (19) カイゼルの余白書入れある七月十六日付メッテルニッヒ報告。ティルピツツ著『政治的文書』七二一ページに転載（ただしカイゼルの評言なし）。
- (20) カイゼルの注を付した八月一日付メッテルニッヒ報告。ティルピツツ著『政治的文書』七五ページに転載（ただしカイゼルの付注なし）。
- (21) 一九〇四年十二月三月付外務省宛ビューロウ書簡。
- (22) ティルピツツ著『政治的文書』八五ページ所載、一九〇八年七月三十一日付ティルピツツ宛フォン・ミュラー書簡。ただし同書に八月三十一日付とあるは誤りである。八月三十一日にはカイゼルはローレンスにいた。彼がビューロウとスワイネミュンデにいたのは七月下旬である。これは衝突がすでにクローネベルクの会見以前に起こったということを示す限りにおいて重要である。
- (23) 一九〇八年八月五日付メッテルニッヒ宛ビューロウ訓令。
- (24) 八月十一日付ビューロウ宛親簡。
- (25) 八月十一日および十二日付ビューロウ宛カイゼル親簡。ティルピツツ著『政治的文書』六九ページならびに一九二五年刊『ヨーロッパの会話』(Europäische Gespräche) 七六ページ以下に転載。後者はこのカイゼルとの会談に関しハーディングがイギリス外務省に宛てた報告をも掲げている。著者の観るところを以てするに、この両報告の比較はカイゼルの書簡に基づいて右に掲げたところを疑わしむべき何らの理由をも供しない。ハーディングはその公式報告で、カイゼルが露骨に感情を発露した親簡においてはよりも物静かに、かつ外交的に言い廻している。そしてカイゼルの烈しい語気やこれに対する彼の応答については一言もしていない。カイゼルがビューロウ宛親簡中、英独の了解に関する彼の言葉を省略したのは、おそらくそれが何らの反響を見出さなかつたためである。なお、八月十二日および十四日付イェーニッショ (Jenisch) — カイゼル供奉中の公使) の外務省宛書信および九月十四日付メッテルニッヒ報告参照。
- (26) 八月十一日付メッテルニッヒ報告。
- (27) 八月二十日付フォン・シュトゥム報告。
- (28) 八月二十九日付ビューロウ上奏。
- (29) 九月二十二日付メッテルニッヒ宛ビューロウ書信。

SAMPLE  
Shoshsui.com

(30) 十一月二十六日付メッテルニッヒ報告。

(31) シェーン男の見聞録 (Frhr. v. Schön.: Erlebtes) 九四ページ以下。

(32) 十一月十七日付メッテルニッヒ報告。十一月二十二日および二十五日付ビューロウ宛ティルピツツ書簡。十一月二十六日付メッテルニッヒ報告 (ティルピツツ著『政治的文書』八六ページないし九四ページに転載)。十一月二十七日付ビューロウ宛メッテルニッヒ私信。

(33) ティルピツツ著『政治的文書』九四ページ以下所載、十一月三十日付ティルピツツ宛ビューロウ書簡。十二月十一日付メッテルニッヒ宛書簡。

(34) 十二月十七日付ビューロウ宛ティルピツツ書簡 (ビューロウの付言あり)。十二月二十五日付ティルピツツ宛ビューロウ書簡。

一九〇九年一月四日付ビューロウ宛ティルピツツ書簡。一月十一日付ティルピツツ宛ビューロウ書簡。一月二十日付ビューロウ宛ティルピツツ書簡。一月二十九日付ティルピツツ宛ビューロウ書簡。二月四日付ビューロウ書簡。二月四日付ビューロウ書簡 (全部ティルピツツ著『政治的文書』中に転載す)。

(35) 二月十日および十一日付ビューロウ手記。このうち後者および二月十二日エドワード王とカイゼルとの会談記録はティルピツツの著書一二二ページに載録。二月十三日付回牒。二月十九日付ティルピツツ宛ビューロウ書簡。ティルピツツの著書一三四ページに抜萃載録。

(36) 一九〇八年十二月二十九日付および一九〇九年一月一日および十四日付メッテルニッヒ報告。

(37) 三月三日、十日、十八日、二十三日付メッテルニッヒ報告 (全部ティルピツツの著書一二五一一三八ページに転載す)。三月八日付ティルピツツ上奏 (ティルピツツの著書一二二八ページ)。三月十九日付メッテルニッヒ宛訓令。三月二十七日ビューロウ直奏。三月二十八日付ビューロウ宛ティルピツツ書簡。四月三日付ビューロウ宛カイゼル親簡 (この最後の書面ならびにティルピツツの自己の提案に関する手記はティルピツツの著書一四五一一四九ページ)。

(38) 九月八日付フォン・シュトゥム書簡。

(39) すこぶる注目に値することは、ティルピツツ自身が一九一〇年十月二十四日の上奏において次の如く述べていることである。「もしイギリスの艦隊にしてドイツに対する攻撃が何らの冒險を意味せざるほどに永続的にかつ根本的に強力となり、かつイギリスがこれを維持することを得ば、ドイツの艦隊発展は歴史的立場よりして一個の錯誤たるべく、従つて陛下の艦隊政策は一個の歴史的失錯たるべし。」そしてカイゼルの考え方に対する特殊な考慮をもつて彼はこう付け加えた。「いやしくも政

SAMPLE  
Show Shinjuku.com

治的情勢にして一旦かくの如くなるに至らば、ドイツの世界的地位は長くイギリスの恩恵に依存するものとなるべし」（ティルピッツ著『政治的文書』一八四ページ所載）。

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

## 第十二章 ボスニア問題の危機

### 近東の形勢

最近の十年間、近東は比較的に平穏であつた。ロシアは極東のこと忙しく、イギリスは世界のその他の地方において十分に関心事をもつてゐた。壇甸国は毫も領土拡張の意図を懷かず、一に現状維持を希うに急であつた。この方面における協定がウイーンとペテルブルクとの間に結ばれたことは、日露戦争のなおたかわお酬おたかわであつた一九〇四年十月十五日のそれが最後であつたが、それまで一再に止まらなかつた。<sup>①</sup>當時壇露は、もし彼らの一方がその安全もしくはバルカンの現状を危くする第三国と挑発なしに戦を交える場合には、互いに完全中立を守るべきことを約束した。ただしバルカン諸邦自身との葛藤が例外とされたのは、ロシアがこの留保によつて万一オーストリアがセルビアもしくはブルガリアとの間に干戈を動かした場合に行動の自由を確保せんことを欲したがゆえであつた。

しかしながら大体の形勢はいつとはなしに漸次オーストリアのために不利、ロシアのために有利に推移してゐた。なかなかセルビアはますますロシアと密接な関係を結ぶに至つた。ペーテル王の即位（一九〇三年）以来、セルビア自身およびその近隣諸州における南スラヴ運動は燎原の勢を示し、しかもロシア政府はこれを傍観して何らの抑制をも試みなかつた。ペテルスブルクにおいてはなかんずく二人のモンテネグロの大公夫人が、いやしくもスラヴ人の世界の元首としてこの運動を支持することがツァールの義務であるという意識を喚び起ござんがために、ツァールに不斷の策動を試みていた。オーストリアはなかんずくハンガリーから発する経済的圧迫の政策によつてこの策動をセルビアに断念させ、全政策の転換を強制し得るものと多寡マダをくくついていた。一九〇六年以来壇甸帝国とセルビアとの間には激烈な経

治戦争がつづいた。南スラヴ運動の勝利は恐らくひとりボスニアのみならず、またダルマチア、クロアチアおよびスラヴォニアの喪失を意味したに違ひなかつた。のみならず大セルビア国は必ずやアルバニアの北部一帯を葉籠中に收めんと狙うであらうと推測された。しかしながら南スラヴ人がかくの如くアドリア海にまで進出することはオーストリアのみならず、イタリーにとつてもまたはなはだしく迷惑であつた。したがつて少なくともこの一点においてウイーンとローマとの間には一個の新しい共同利害関係が造り出された。

ブルガリアのフェルディナンド公の治世の当初数年の間、スタムブーロウ Stanbulow が首相として事に当たつていた頃、オーストリアがそこに牢固たる勢力を占めていたが、公とロシアとの和解以来ブルガリアは次第にロシアの勢力圏内に移つていつた。一九〇二年の秘密条約によつてブルガリアは、ロシアが三国同盟の一国と戦端を開いた場合にロシアの麾下に馳せ参ずることの義務を受諾し、これに対してもツァールの勢威により自家の領土を保障さるべきことの約束を得た。<sup>②</sup>もとよりロシアは、ひとりマセドニアおよびトルコ領ルーメニア州の大部分の獲得を目指すのみならず、究極においてはコンスタンチノープルそのものをも狙つてゐる大ブルガリアの計画を喜ばなかつた。それゆえに上記の秘密条約はロシア側から見れば、ブルガリア人を彼らの侵略意図の過度の緊張から遠ざからしめんとすることもまた目的の一であつたことは疑ひを容れない。

### バグダッド鉄道

翻つてドイツは、ビスマルク時代ならびに彼の罷免につづいた十年間には、その独自の利害関係をバルカン半島に有しなかつた。ドイツの主眼点とするところは一にロシアとオーストリアとの衝突を防止するにあつた。トルコの命脈を繋がんとして努力したこと、トルコ軍隊の養成のためにドイツ将校を提供したこと、これらはそれ自身において毫も前記の方向からの離反を意味するものでなかつた。然るにフォン・マルシャル男 Freiherr von Marschall が一八九七年に大使としてコンスタンチノープルに駐在するに及んで、はじめてドイツの政策の一転機が生じた。マルシャルはドイツの植民国としての未来が小アジアにあり、ドイツおよびオーストリアの勢力の多島海域までの拡張が如上の計画の前提で

- |   |   |
|---|---|
| 205, 206, 241, 242, 244, 245, 257, 260–<br>265, 281, 288, 301, 308, 309, 640<br>メソポタミア 494, 611, 612<br>モロッコ 38, 39, 45, 66, 105, 176, 186,<br>187, 201, 207, 211, 212, 216, 217, 219,<br>220, 246, 248–250, 253, 255, 259, 260,<br>266–268, 277–280, 288–297, 299–301,<br>303, 307, 312, 313, 317, 322, 325, 329,<br>331–335, 345, 346, 384, 394, 415, 467–<br>474, 478, 480, 493, 499, 501, 502, 507–<br>522, 524, 525, 527, 533, 534, 537, 538,<br>540, 542, 560, 588, 611, 685, 686, 688,<br>690<br>モロッコ事件 326, 388, 472, 537<br>モロッコ条約／協約 278, 291, 292, | 342, 473, 491<br>揚子江条約 190, 192, 194, 206, 245<br>ラッコニジ協定 487<br>旅順 82, 84, 88, 95, 129, 130, 139, 189,<br>191, 238, 245, 281, 286, 288, 301, 308,<br>309, 429<br>露仏同盟 57, 63, 65, 67, 78, 80, 98, 116,<br>117, 120, 121, 126, 214, 223, 229, 236,<br>243, 244, 251, 269, 270, 272, 273, 278,<br>283, 315, 317, 326, 333, 341, 342, 385<br>(訳者注) 50, 192, 194, 238, 260, 308,<br>402, 434, 618, 629, 646, 678 |
|---|---|

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

- |                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| ジプラルタル          | 88, 111, 249, 267, 268  | 171, 188, 190, 193, 205–212, 226, 232, 238–245, 257–264, 266, 269, 281–283, 288, 301, 302, 305–313, 316, 317, 325, 326, 334, 337, 340–343, 345–347, 384, 385, 390, 400, 496, 556, 575, 591, 684, 690 |
| 下の関条約           | 90, 92, 95, 127, 129  |  |
| ジュネーヴ議定書        | 170   |  |
| 小アジア            | 79, 107, 173, 175, 177, 211, 236, 294, 423, 531, 594, 598, 610–615, 619, 620, 643   |  |
| シリア             | 66, 121, 495, 611, 612  |  |
| ダーダネルス          | 30, 31, 36, 40, 70, 75, 104, 107, 108, 111, 121, 122, 124, 251, 282, 326, 530–532, 602  |  |
| 大陸的同盟           | 253   |  |
| 大陸同盟            | 119, 122, 123, 126, 145, 171–173, 183, 228, 278, 283, 294, 313, 317, 326, 527, 684, 685   |  |
| 大連              | 82, 130, 139, 308, 309  |  |
| 台灣              | 83–84, 86   |  |
| タンジェ            | 176, 249, 250, 259, 267, 279, 280, 289–293, 295, 298, 307, 331, 467, 468  |  |
| 地中海協定           | 118   |  |
| 仲裁裁判            | 170, 180, 259, 282, 391–393, 471, 609   |  |
| 朝鮮              | 82–84, 96, 112, 120, 238, 239, 245, 254, 257, 261, 263–265, 281, 301, 308, 309, 312   |  |
| デラゴア鉄道          | 202, 203  |  |
| 東方問題            | 37, 39, 41, 42, 104, 117, 123, 346, 347   |  |
| 独仏条約            | 72, 467   |  |
| ランスヴァール事件       | 113   |  |
| トリポリ            | 45, 104, 246–248, 255, 278, 329, 487, 524–531, 535, 570, 576  |  |
| トリポリ戦争          | 526, 527, 530   |  |
| トルコ分割           | 37, 105, 107, 122, 124, 219, 485, 486, 613  |  |
| ドレッドノート         | 387–390, 396–399, 401, 404, 410–412, 435  |  |
| 日英同盟            | 229, 238, 240, 242, 243   |  |
| 日露戦争            | 244, 260, 265, 266, 268, 273, 280, 281, 325, 326, 345, 388, 422, 640, 686   |  |
| 日本              | 82–97, 100, 101, 130, 145, 147,   |  |
| バグダッド鉄道         | 176, 211, 219, 236, 294, 298–300, 340, 344, 381, 394, 413, 423–425, 430, 434, 447, 473, 475, 481, 490, 494, 496, 497, 499, 500, 512, 520, 528, 544, 549, 551, 557, 560, 611, 623, 638 |  |
| パナマ運河           | 166, 203  |  |
| パリ条約            | 31, 33  |  |
| バルカン問題          | 35, 121, 228, 248, 257, 270, 273, 328, 341, 346, 427, 431–433, 435, 436, 440, 441, 447, 486, 488, 489, 532, 569, 570, 572, 585, 587, 598, 603, 609, 624, 632, 634–686                 |  |
| ピエールコ条約         | 300, 303, 313–317, 323, 324, 338, 344, 384, 414, 415, 684   |  |
| ファンショダ事件        | 153, 334, 397   |  |
| 普墺戦争            | 37  |  |
| フランクリントの和議／平和条約 | 33, 38  |  |
| ブレトリア条約         | 110   |  |
| 平和会議            | 33, 168, 181, 284, 387, 391, 418, 429, 576, 600   |  |
| ヘリゴランド          | 56, 62, 63, 385, 416  |  |
| ベルリン条約          | 40, 284, 432, 442, 443, 446, 449, 454, 455, 460, 529  |  |
| 防禦同盟            | 38, 41, 42, 149, 151, 204, 206, 207, 209, 211, 283, 285, 475  |  |
| 澎湖島             | 84, 96  |  |
| ボーア戦争           | 148, 166, 167, 174, 184–187, 202, 215, 222, 226, 230, 385, 386, 388, 407, 408, 448  |  |
| 補償政策            | 684, 685  |  |
| ボスマラス           | 30, 31, 36, 107, 122, 172, 173, 443, 615  |  |
| マドリッド協約／議定書     | 289, 295, 299   |  |
| 満洲              | 85, 89, 90, 130, 139, 189, 190,   |  |

## 外交事項索引

- |  |  |
|--|--|
| <p>アルザス 98</p> <p>アルザス・ローヌ 30, 33, 34, 37, 38, 44, 65, 118, 141, 171, 183, 228, 266, 270, 273, 277, 343, 346, 381, 468, 499, 610, 619, 633, 689, 691</p> <p>アルジェシラス議定書／議定事項 331, 508, 511, 515, 517–519, 534</p> <p>アルジェシラス条約 467, 469–471, 508</p> <p>伊土戦争 532</p> <p>ウィーン会議 31</p> <p>ウィンザー条約 202, 203, 225, 622</p> <p>英仏協商 187, 266, 269, 281, 292, 294, 333, 343, 345, 624</p> <p>英仏条約 267, 277, 294</p> <p>英露協商 624</p> <p>英露協定 343, 346</p> <p>海峡問題 70, 173, 266, 282, 340, 342, 428, 429, 434, 439, 441, 443, 449, 450, 459, 487, 528, 531, 568, 570, 577, 594, 614, 617, 618, 624, 625, 627</p> <p>海軍拡張法 225, 413, 477, 539, 542, 546–548, 550, 552, 554–559</p> <p>極東問題 96–98, 127, 162, 188, 238</p> <p>義和団事変 260 →拳匪の乱／拳匪騒乱</p> <p>近東問題 37, 60, 61, 64–66, 70, 75, 103, 104, 125, 172, 222, 256, 426, 430–432, 446, 487, 586, 588, 590, 628</p> <p>クリート島事件 121</p> <p>クリミア戦争 144</p> <p>クリューゲル事件／電報 110, 117, 137, 149, 175</p> <p>拳匪の乱／拳匪騒乱 187, 193, 194 → 義和団事変</p> <p>膠州湾 86, 127–131, 135–137, 190, 238, 245, 281</p> <p>コンゴー 39, 68, 69, 72–74, 78, 112, 120, 510, 512–516, 520–522, 549</p> | <p>コンスタンチノープル 31, 35, 36, 42, 43, 57, 59, 61, 64, 66, 70, 78, 104, 105, 107, 109, 121–126, 247, 249, 256, 319, 423, 430, 435, 437, 445, 488, 527–529, 560, 567, 568, 573, 576, 577, 579, 582, 587–589, 610–616, 618–620, 627, 631, 638, 644</p> <p>サイプラス条約 611</p> <p>再保証条約 41, 47, 56–58, 61–63, 75, 80, 450</p> <p>サモア条約 174</p> <p>サロニカ 36, 104, 108, 124, 429, 432, 438, 439, 576, 577, 582, 597, 600, 610</p> <p>三国干渉 88, 93, 95, 97</p> <p>三国協商 222, 340, 417, 495, 529, 537, 546, 550, 569–571, 574, 583, 596, 602, 609, 611, 632, 637, 649, 663, 664, 682, 687</p> <p>三国同盟（独奥地） 37, 42, 44, 47, 57–60, 64–67, 70–75, 78, 79, 97, 100, 104, 105, 107–109, 111–113, 118–121, 125, 126, 138, 141, 145, 146, 173, 174, 201, 208, 209, 212, 215–219, 221, 222, 229, 236, 240, 246–248, 251, 255, 256, 258, 269, 274, 296, 316, 326, 331, 333, 339, 343, 345–347, 384, 393, 423, 426, 427, 429, 440, 459, 486, 487, 495, 497, 525, 526, 530, 531, 570, 574, 579, 583, 586, 592, 594, 596–598, 600, 601, 603, 609, 610, 612, 614, 616, 619, 620, 632, 633, 635, 637, 643–645, 647, 664, 683–686, 692</p> <p>サンジャック鉄道 430–434, 443</p> <p>サン・ステファノ条約 39</p> <p>三帝条約 41</p> <p>三帝同盟 37, 117, 252, 256, 258, 347, 427, 526</p> <p>山東省 130, 190</p> |
|--|--|